

第5次佐倉市総合計画書 (素案)

目次

序論	- 4 -
1. 総合計画策定の趣旨	- 5 -
2. 総合計画の構成・計画期間	- 6 -
3. 佐倉市の現状	- 7 -
(1) 位置・地勢	- 7 -
(2) 沿革	- 8 -
(3) 市民憲章、市章、市の花・木	- 9 -
(4) 人口	- 10 -
①総人口	- 10 -
②年齢階層別人口	- 10 -
③地区別人口	- 11 -
④世帯数	- 11 -
⑤人口動態	- 12 -
⑥将来人口の見通し	- 13 -
(5) 財政	- 15 -
①歳入	- 15 -
②歳出	- 15 -
③財政指標	- 16 -
④公共施設の将来負担予測	- 17 -
(6) 産業	- 18 -
①農業	- 18 -
②商業	- 19 -
③工業	- 19 -
4. 市民等の佐倉市に対する思い	- 20 -
(1) 市民意識調査	- 20 -
(2) 市民意見交換会	- 21 -
(3) 高校生ワークショップ	- 21 -
(4) 千葉敬愛短期大学の学生によるワークショップ	- 22 -
(5) 団体意見交換会	- 22 -
5. 社会構造の変化・行政の課題	- 23 -
基本構想	- 24 -
1. 佐倉市の将来都市像	- 25 -
～ 将来都市像の前提 ～	- 25 -
～ 佐倉市の特徴（魅力・ポテンシャル） ～	- 25 -
～ 将来都市像に込めた思い ～	- 27 -
2. まちづくりの基本方針	- 28 -

前期基本計画	- 30 -
○計画の体系	- 31 -
○重点目標の設定	- 35 -
財政の見通し	- 35 -
重点目標 1 市民協働の加速化、持続可能なまちづくり	- 37 -
重点目標 2 健康寿命の延伸・生涯活躍の場の創出	- 39 -
重点目標 3 子育て世代の流入・定住促進、子育て支援施策等の維持拡充	- 41 -
重点目標 4 計画的な施設・インフラ整備の推進、持続可能な財政運営	- 43 -
○第5次佐倉市総合計画におけるSDGsの考え方	- 45 -
第1章 ともに支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち	- 50 -
1-1 地域福祉	- 51 -
1-2 子育て支援	- 53 -
1-3 高齢者福祉	- 55 -
1-4 障害者福祉	- 57 -
1-5 健康づくり	- 59 -
第2章 人と自然が調和した安心して暮らせるまち	- 62 -
2-1 都市計画・公共交通	- 63 -
2-2 住宅・住環境	- 65 -
2-3 道路環境	- 67 -
2-4 公園・緑地整備	- 69 -
2-5 上下水道	- 71 -
2-6 消防・防災	- 73 -
2-7 防犯・交通安全	- 77 -
2-8 市民相談・結婚支援	- 79 -
2-9 環境保全	- 81 -
第3章 地域の資源を活かした活力と賑わいのあるまち	- 84 -
3-1 商工業振興	- 85 -
3-2 農業振興	- 87 -
3-3 観光振興	- 89 -
3-4 文化・芸術振興	- 91 -
第4章 豊かな心を育み 笑顔あふれるまち	- 94 -
4-1 学校教育	- 95 -
4-2 教育環境	- 97 -
4-3 生涯学習	- 99 -
4-4 青少年健全育成	- 101 -
4-5 スポーツ振興	- 103 -
4-6 高等教育機関等との連携	- 105 -
第5章 市民とともに創る 多様性のある 持続可能なまち	- 108 -
5-1 コミュニティ	- 109 -

5-2	平和・国際化	- 111 -
5-3	情報発信・共有、広聴	- 113 -
5-4	人権・男女平等参画	- 115 -
5-5	行財政運営	- 117 -
5-6	資産管理	- 121 -

序 論

1. 総合計画策定の趣旨

佐倉市では、平成 23 年度から平成 31 年度の 9 年間を計画期間とする「第 4 次佐倉市総合計画」において、「歴史 自然 文化のまち～「佐倉」への思いをかたちに～」を将来都市像に掲げ、総合的かつ計画的にまちづくりを推進してきました。

この間に、少子高齢化や人口減少が進展し、地域コミュニティ等における担い手不足など様々な問題が顕在化しています。また、高度情報化による行政サービスの簡素化・効率化、スマート自治体への転換、価値観やニーズの多様化に伴う行政需要の増加、地方創生・地方分権の加速化など地域の実情を踏まえたまちづくりが求められています。

さらに、2015 年 9 月の国連サミットで、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のための SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、地方自治体の各種計画に最大限反映することが奨励されています。

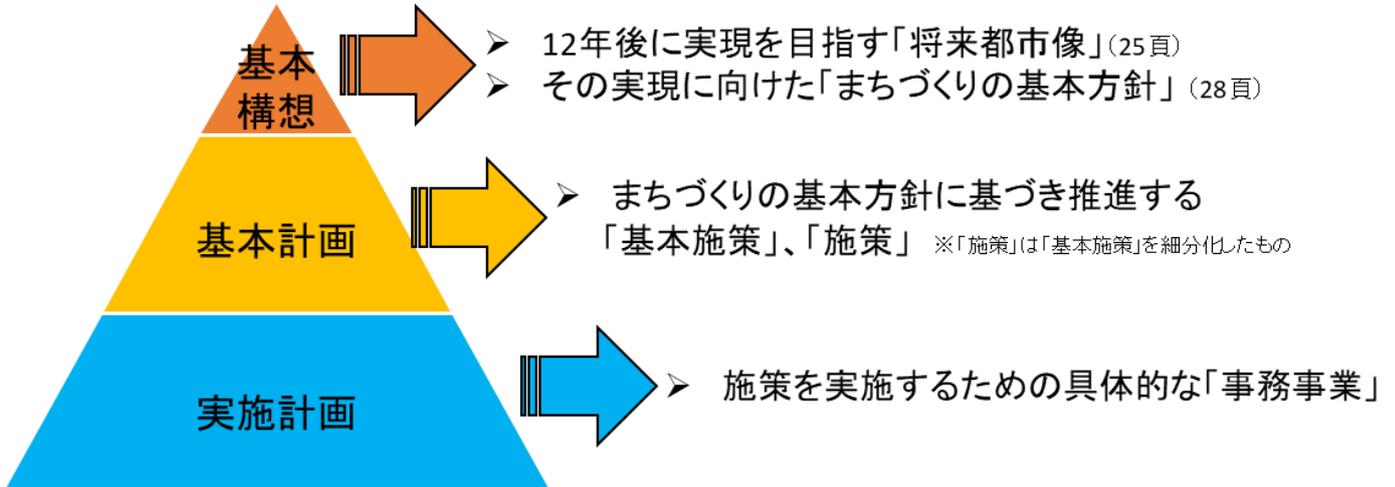
こうした社会構造の変化に対し、市民や関係団体等との連携・協働を図りながら的確に対応するとともに、地域の人材、資源を活かしながら、将来にわたって夢や希望を持つことができるまちづくりを推進していきたいと考えています。

このため、市の将来都市像を明確にし、その将来都市像の実現を図るためのまちづくりの指針として、第 5 次佐倉市総合計画を策定することとしました。

2. 総合計画の構成・計画期間

(1) 構成

○まちづくりのあり方や、各取組の適正性等を体系的に整理するため、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構成とします。



(2) 計画期間

○「基本構想」は12年間、「基本計画」は「前期」・「中期」・「後期」の4年間ごと、「実施計画」は3年間ごとで毎年度事業の見直しを行います。

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031												
基本構想	基本構想(12年間)(2020~2031)																							
基本計画	前期基本計画(4年間) (2020~2023)			中期基本計画(4年間) (2024~2027)				後期基本計画(4年間) (2028~2031)																
実施計画	第1次実施計画 (2020~2022)		第2次実施計画 (2021~2023)		第3次実施計画 (2022~2024)		第4次実施計画 (2023~2025)		第5次実施計画 (2024~2026)		第6次実施計画 (2025~2027)		第7次実施計画 (2026~2028)		第8次実施計画 (2027~2029)		第9次実施計画 (2028~2030)		第10次実施計画 (2029~2031)		第11次実施計画 (2030~2031)		第12次実施計画 (2031)	

計画終了年次は2031年度ですが、3年間の計画として作成

3. 佐倉市の現状

豊かな自然と城下町としての歴史に育まれた文化のまち

(1) 位置・地勢

- 佐倉市は、千葉県北部、下総台地の中央部に位置し、都心から約 40km、成田国際空港から約 15km、千葉市から約 20km の距離にあります。
- 面積は約 104 ㎢で、北部は印旛沼に川が注ぎ、西部は首都圏のベッドタウン、東部・南部は農村地帯が広がる中、工業団地が立地し、緑豊かな自然と都市の利便性をともに享受できるまちです。



(2) 沿革

- 古代から中世にかけて、現在の霞ヶ浦から印旛沼、手賀沼に広がる“香取の海”と呼ばれる大きな内海があったため、列島各地と交流があり、特色ある文化を築き上げました。
- 中世には臼井城、岩富城が築城され、戦国時代には本佐倉城を拠点とする千葉氏や原氏などが市域周辺を支配していました。近世は、江戸幕府の支配下に置かれ、その有力家臣である土井利勝が佐倉城を築城し、城下町としての機能が整備され、北総地域の政治・経済の重要拠点として位置づけられました。
- 幕末から明治にかけては、日米修好通商条約締結交渉の幕府側責任者である堀田正睦、佐倉順天堂を開設した蘭医の佐藤泰然、洋画家の浅井忠、農学者の津田仙、近代教育の先駆者である津田梅子や佐藤志津など、数多くの佐倉ゆかりの先覚者を輩出しました。
- 明治から第二次世界大戦終了までは、陸軍の兵営が佐倉城跡に置かれ、連隊のまちとして賑わいをみせました。
- 戦後の復興期を経て、昭和 29 (1954) 年 3 月に、佐倉町、臼井町、志津村、根郷村、弥富村、和田村の 6 町村合併により、佐倉市が誕生しました (その後、旭村及び四街道町 (当時) の一部が編入)。



(3) 市民憲章、市章、市の花・木

①市民憲章 (昭和 45 年 12 月 23 日制定)

わたくしたちは、印旛沼湖畔のきれいな空気と
緑と太陽と歴史に恵まれた佐倉市民です。
全市民は、力を合わせてこの憲章を守り、理想のまちをつくりましょう。

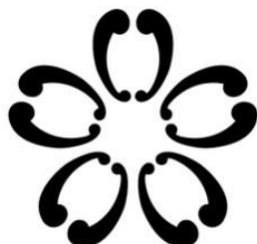
1. 私たちは、美しく清潔なまちをつくりましょう。
1. 私たちは、公衆道徳を守り、スポーツを愛し、明るいまちをつくりましょう。
1. 私たちは、歴史や自然を大切にし、おくゆかしいまちをつくりましょう。
1. 私たちは、老人を敬い、子どもを愛し、あたたかいまちをつくりましょう。
1. 私たちは、創意と努力をもって、豊かなまちをつくりましょう。

市民一人ひとりが、
市民憲章の精神を念頭に置いて、
力を合わせて理想のまちをつくりましょう！

佐倉市民憲章
マスコットキャラクター
みらいくん



②市章 (昭和 30 年 4 月 1 日制定)



- ◆馬の「くつわ」につける金具である鑿（かん）を、花びらに見立てて桜の花を形どったものです。
- ◆鑿（かん）は、乗馬の際に馬を引き締める大切な金具であり、佐倉市の発展への強い意志を表すもので、桜は平和な田園都市を表現したものです。

③市の花・木 (昭和 46 年 5 月、市民公募により決定)

【市の花:花菖蒲】



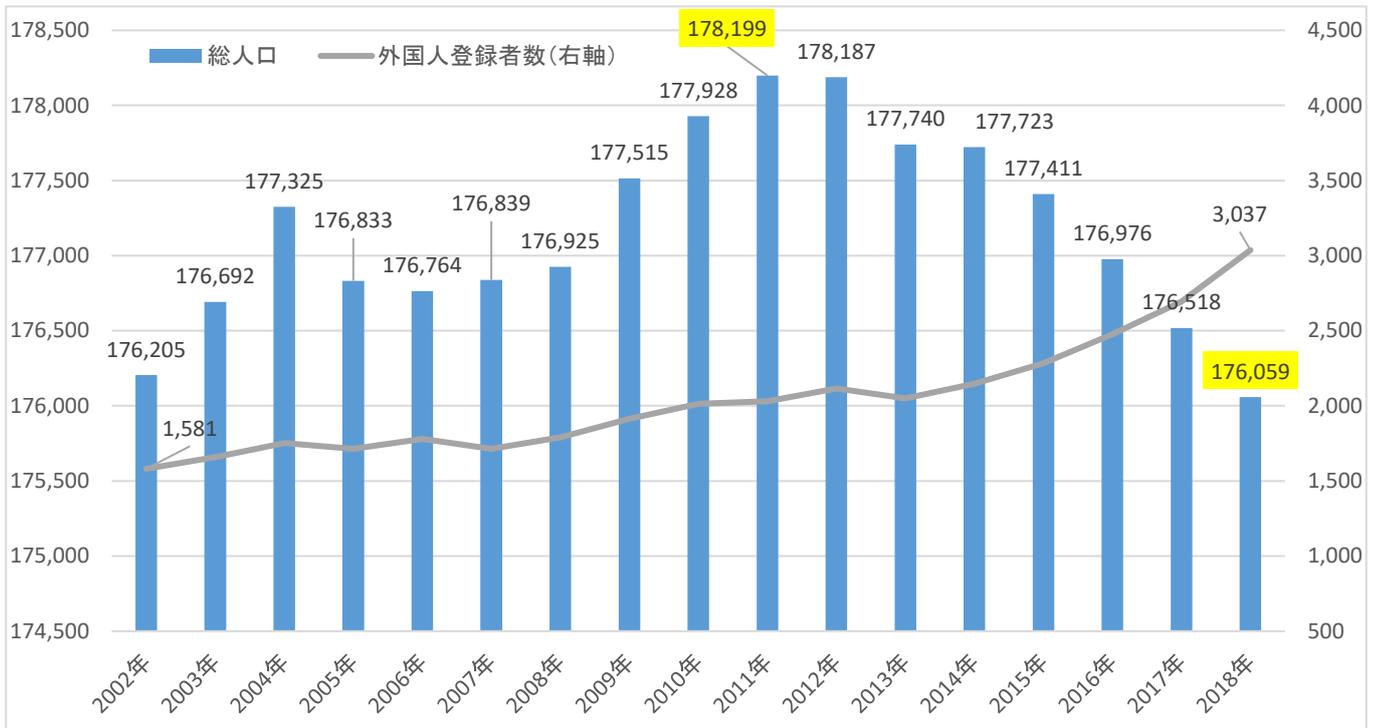
【市の木:桜】



(4) 人口

①総人口

○平成 23 (2011) 年の約 17.8 万人をピークに減少傾向となっており、平成 30 (2018) 年現在で約 17.6 万人となっています。一方、外国人登録者数は増加傾向にあります。

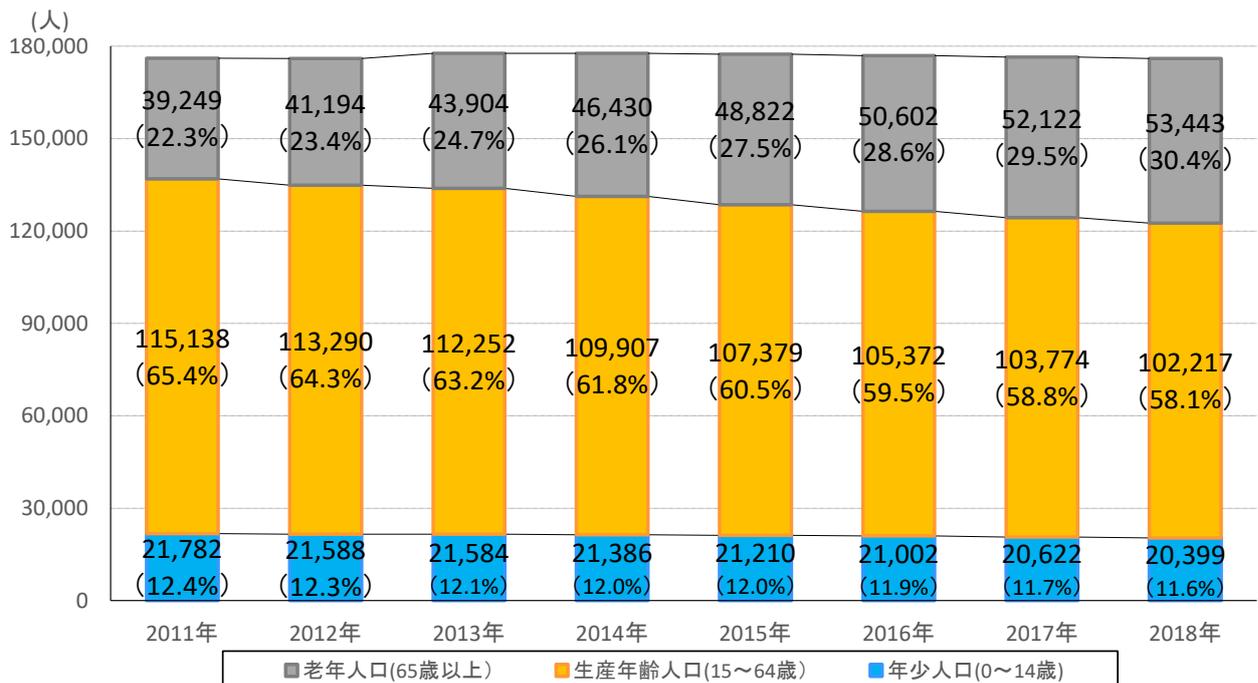


【出典】住民基本台帳 (各年 3 月末、外国人を含む)

②年齢階層別人口

○老年人口が増加し、年少人口及び生産年齢人口が減少しています。

○2018 年度末には、高齢化率 (= 老年人口 ÷ 総人口) が 30%を超えています。



【出典】住民基本台帳 (各年 3 月末、2011 年、2012 年は外国人を含まない)

③地区別人口

○住宅整備等が進んだ志津地区、根郷地区は人口が増加し、他方、それ以外の地区は減少しています。特に、和田地区、弥富地区の人口減少が10%超と顕著となっています。

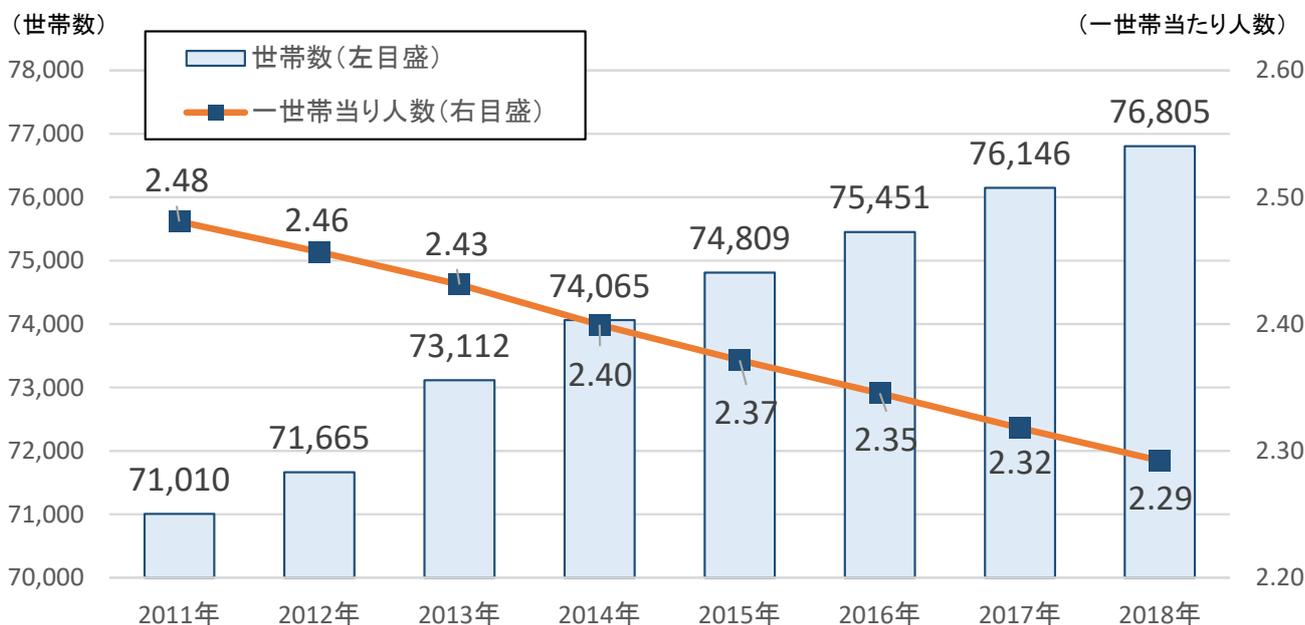
(単位：人)

年	総人口	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
2011年	176,169	30,064	31,608	74,768	24,993	2,088	1,754	10,894
	100.0%	17.1%	17.9%	42.4%	14.2%	1.2%	1.0%	6.2%
2012年	176,072	29,746	31,373	75,132	25,075	2,039	1,721	10,986
2013年	177,740	29,812	31,400	76,258	25,460	2,023	1,712	11,075
2014年	177,723	29,528	31,228	76,915	25,329	1,991	1,698	11,034
2015年	177,411	29,510	30,995	77,024	25,262	1,957	1,655	11,008
2016年	176,976	29,202	30,938	77,025	25,231	1,953	1,615	11,012
2017年	176,518	28,933	30,809	77,078	25,317	1,913	1,581	10,887
2018年	176,059	28,818	30,562	76,913	25,561	1,852	1,540	10,813
	100.0%	16.4%	17.4%	43.7%	14.5%	1.1%	0.9%	6.1%
伸び率 (2011年→2018年)	-0.1%	-4.1%	-3.3%	2.9%	2.3%	-11.3%	-12.2%	-0.7%

【出典】住民基本台帳（各年3月末、2011年、2012年は外国人を含まない）

④世帯数

○人口が減少している一方で、世帯数は増加しており、一世帯当たりの人数は減少しています。



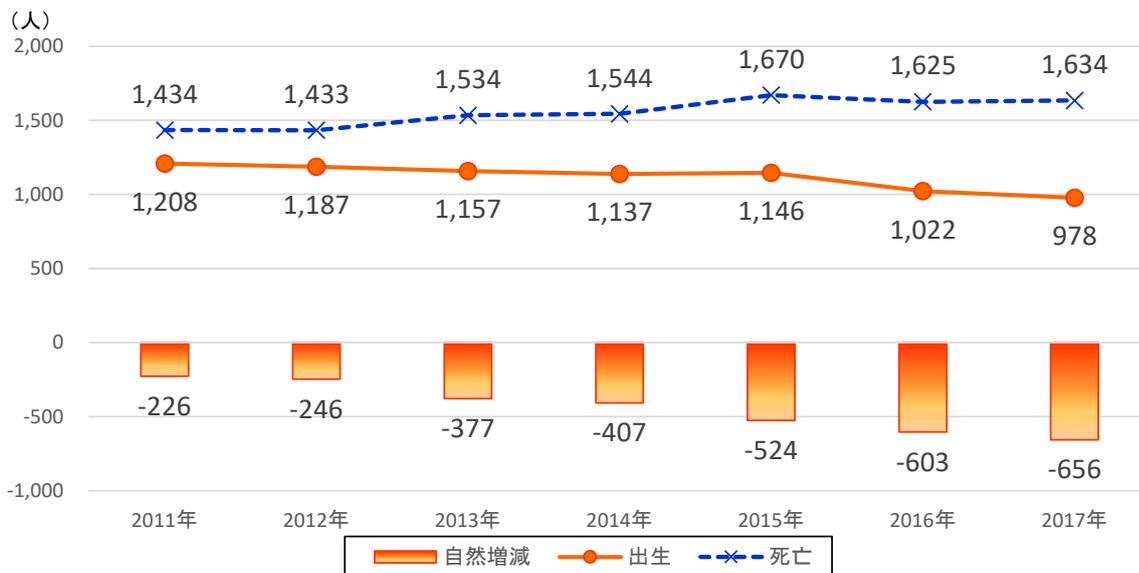
【出典】住民基本台帳（各年3月末、2011年、2012年は外国人を含まない）

⑤人口動態



ア 自然動態

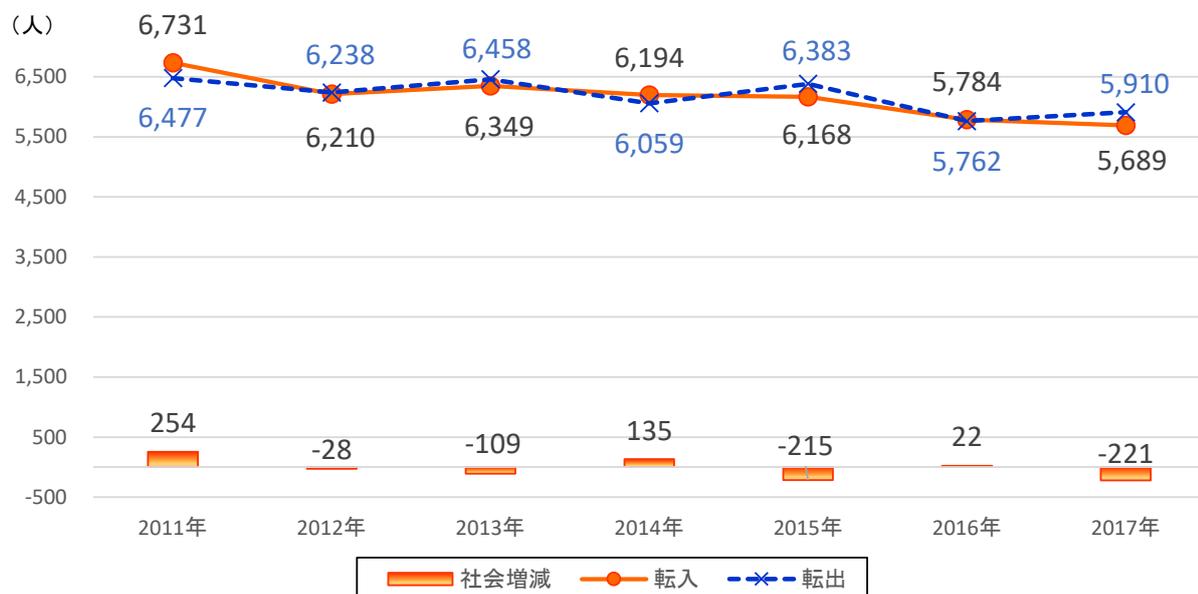
○出生数が減少傾向である一方で、死亡数が増加傾向であるため、自然減少数が拡大しています。



【出典】住民基本台帳

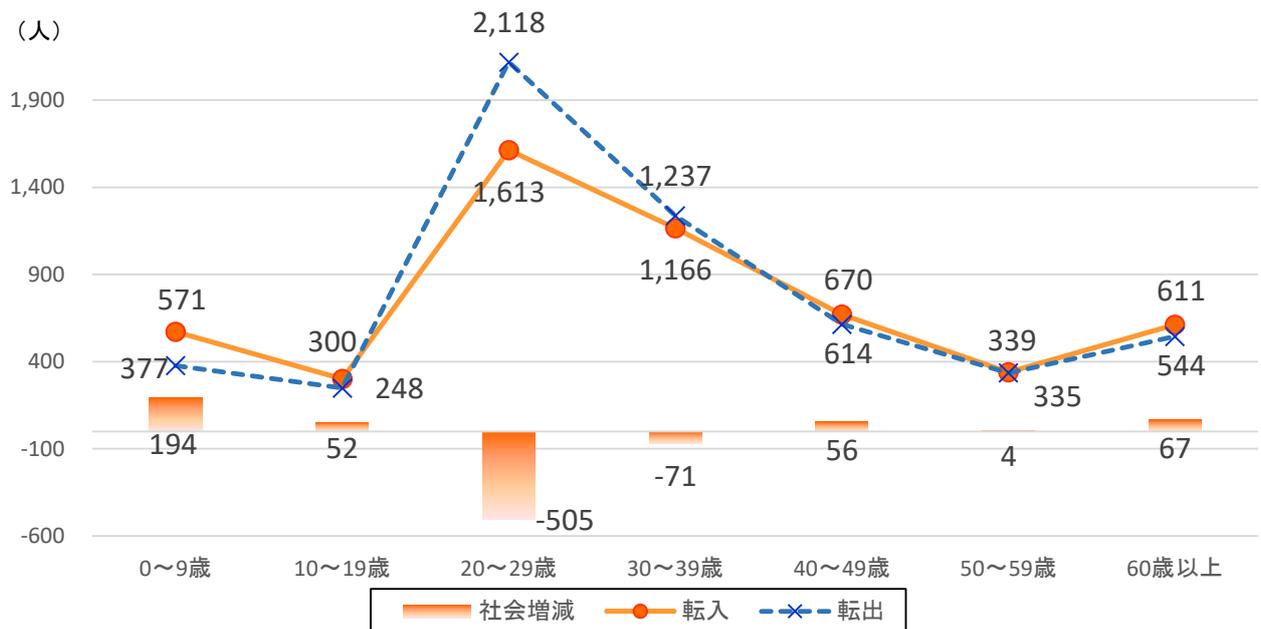
イ 社会動態

○転入数、転出数は減少傾向となっていますが、社会増減は、年により転入超過、転出超過となっています。



【出典】住民基本台帳

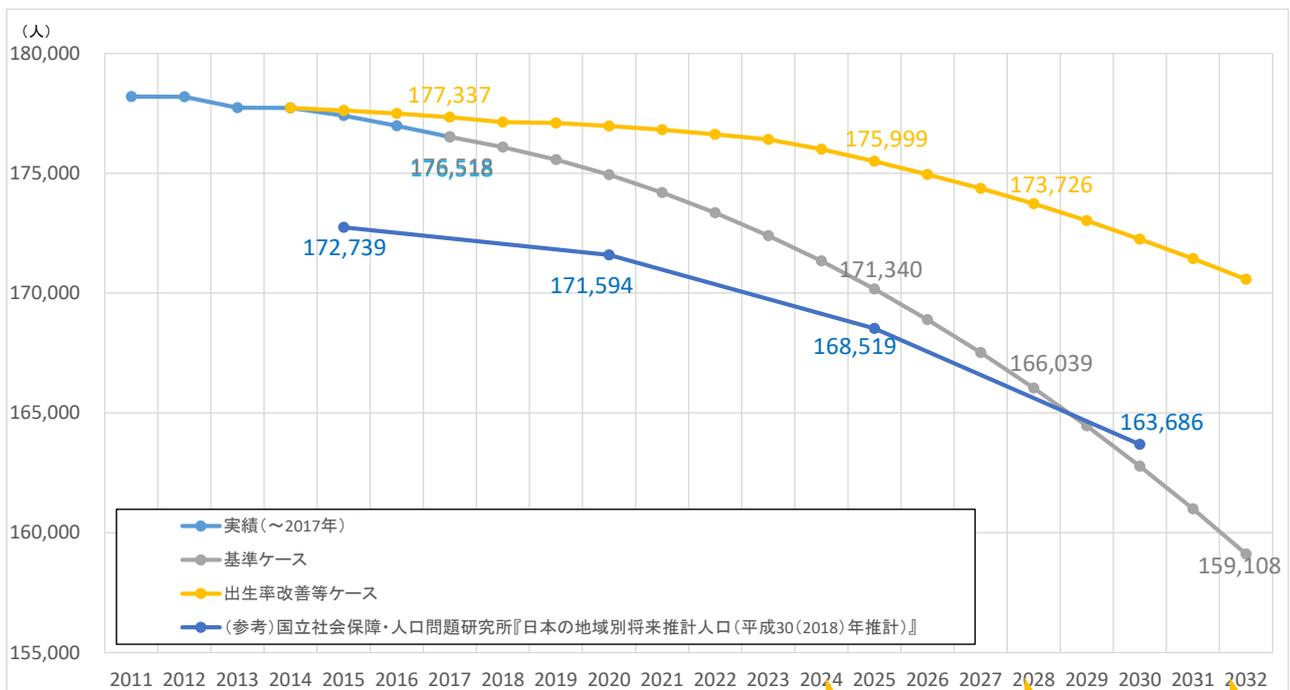
○年齢層別の社会動態は、20～29歳の社会減少数が顕著となっており、進学や就労によるものと考えられます。



【出典】総務省「住民基本台帳人口移動報告 平成29年（2017年）結果」

⑥将来人口の見通し

○本計画期間の最終年度である2031年度の将来人口の見通しは、基準ケースでは約15.9万人、出生率等改善ケースでは約17.1万人となっています。



(注)表の見方:
 ・実績、基準ケース、出生率改善等ケース:3月31日現在(例「2032」=2032年3月31日現在(2031年度))
 ・国立社会保障・人口問題研究所:10月1日現在

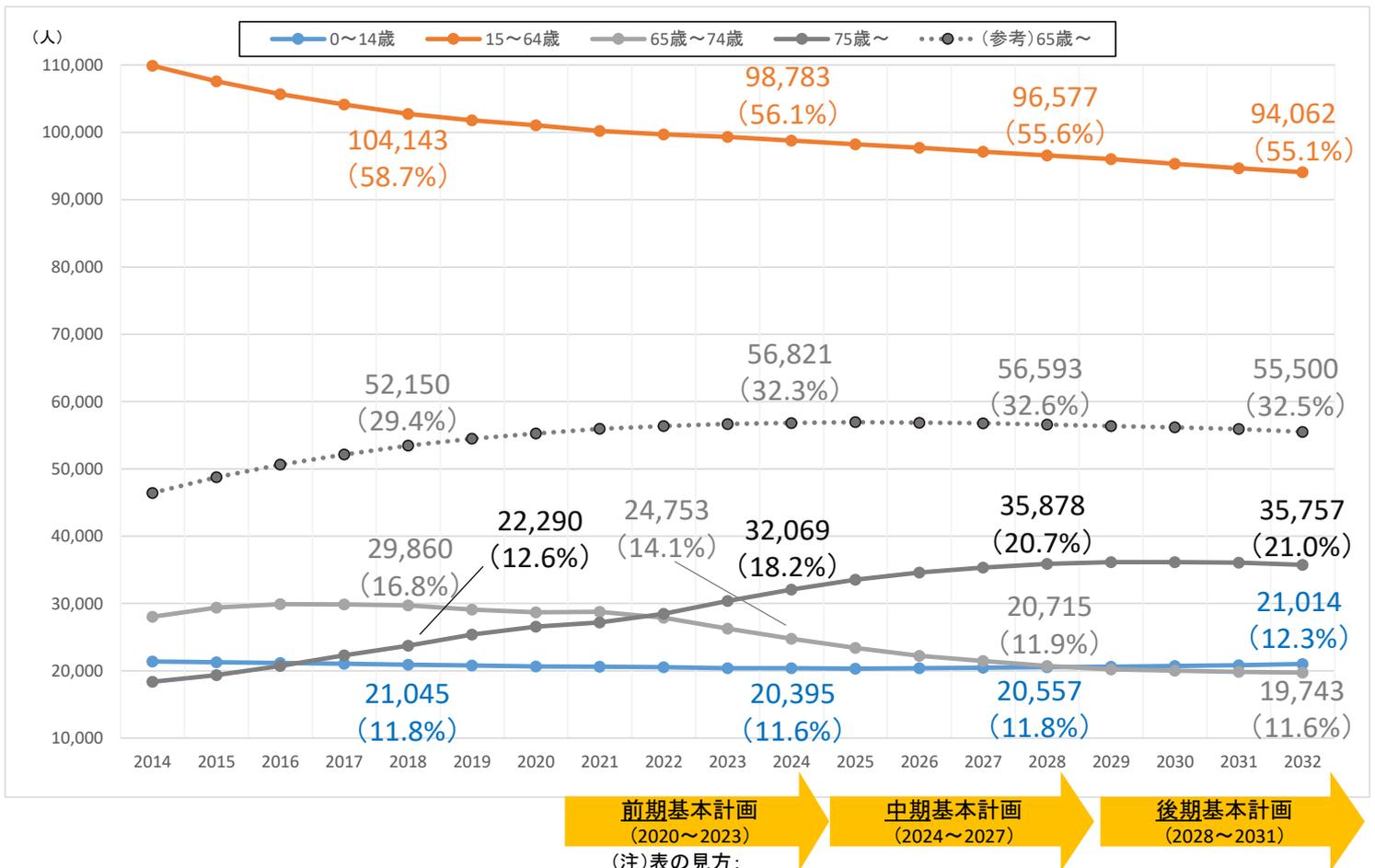
【出典】「佐倉市人口ビジョン(平成27年10月)」等から佐倉市作成

(参考)

基準ケース：合計特殊出生率（一生の間に一人の女性（15～49歳）が生む子どもの数）が1.08（2009年～2012年実績の平均）と仮定したケース（「佐倉市人口ビジョン（平成27年10月）」の「ケース1」）。

出生率改善等ケース：合計特殊出生率が1.19（2013年実績）から2.38（2060年）に段階的に改善し、20～30歳代の転出超過数が0名と仮定したケース（「佐倉市人口ビジョン（平成27年10月）」の「ケース4」）。

○出生率改善等ケースであっても、年少人口（0～14歳）は微増にとどまり、他方、生産年齢人口（15～64歳）は大幅に減少する見通しです。また、老年人口は2025年度をピークに減少に転じますが、後期高齢者の人口割合が増加する見通しです。



(注)表の見方:

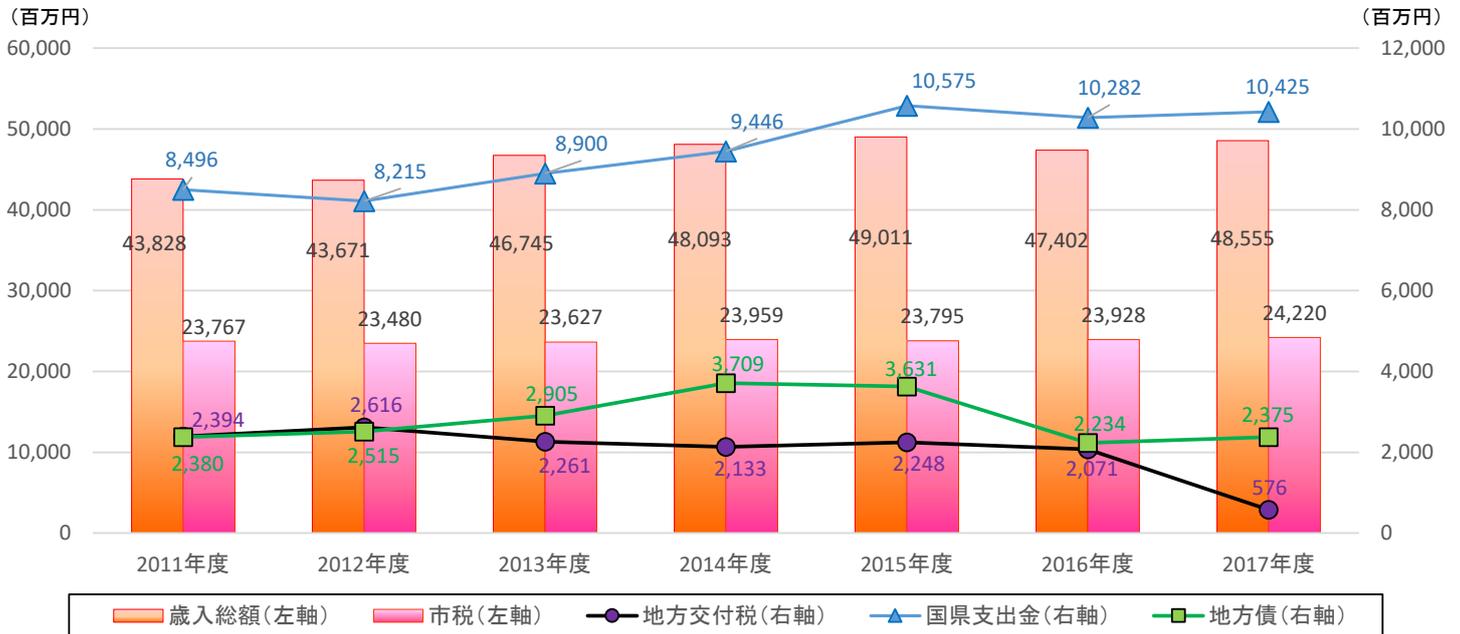
*3月31日現在(例「2032」=2032年3月31日現在(2031年度))

【出典】「佐倉市人口ビジョン（平成27年10月）」等から佐倉市作成

(5) 財政

①歳入

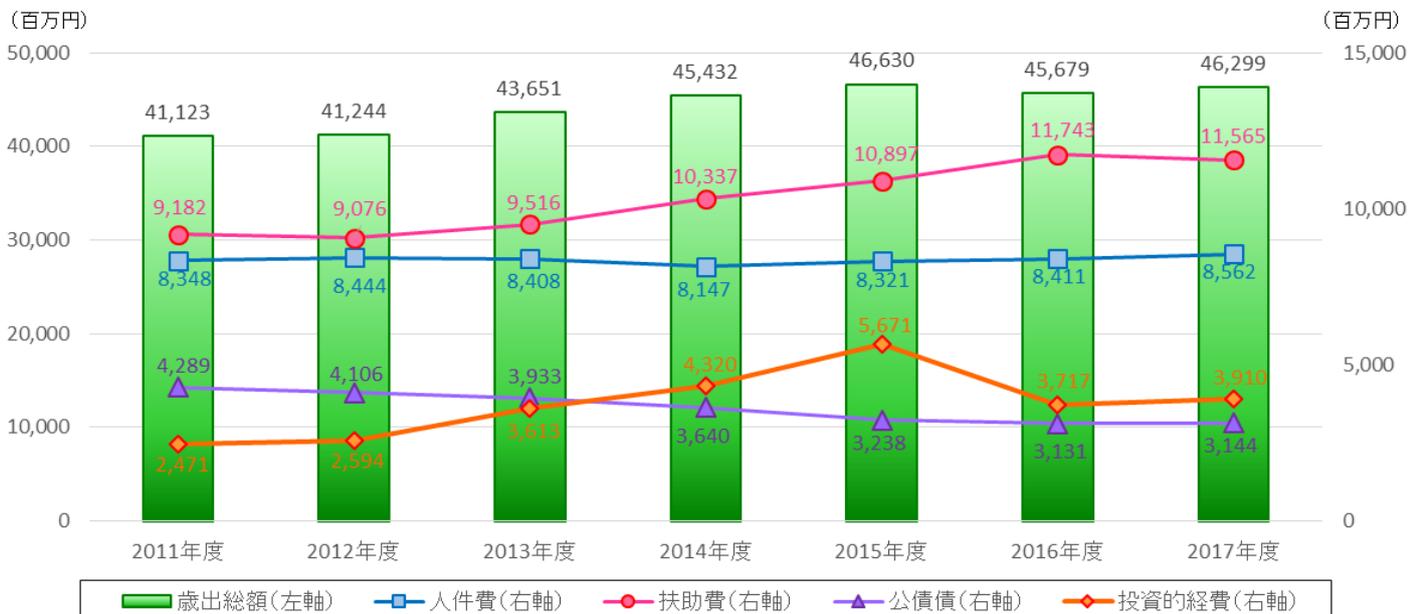
○歳入は、国県支出金の増加傾向により微増で推移しています。



【出典】佐倉市資料

②歳出

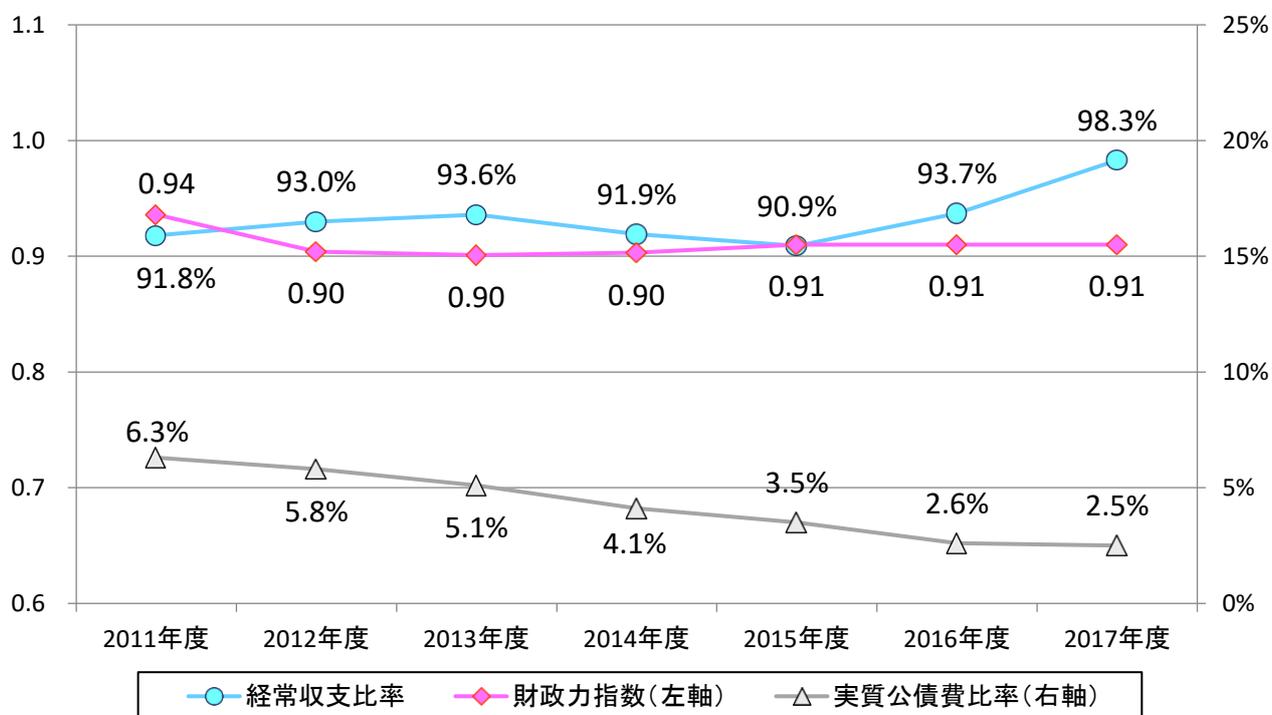
○歳出は、扶助費の増加傾向により増加しています。



【出典】佐倉市資料

③財政指標

- 経常収支比率は90%超で推移しており、財政の硬直化が続いている状況です。
- 財政力指数は0.9以上の横ばいで推移しており、普通交付税の交付団体です。
- 実質公債費比率は減少傾向にあり、早期健全化基準の25%を大きく下回っています。



【出典】佐倉市資料

(参考：【出典】地方財政の状況 (総務省))

経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

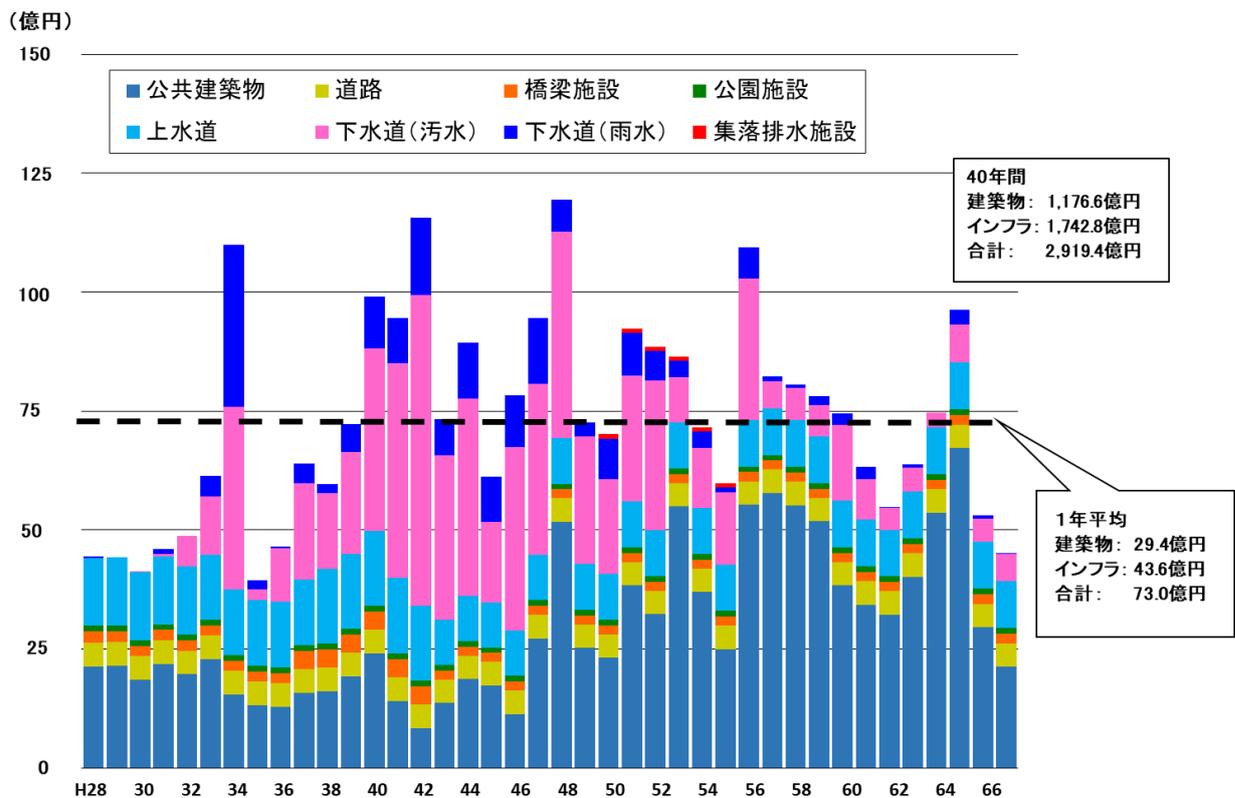
実質公債費比率：当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額※に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ。※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

④公共施設の将来負担予測

○現状の全ての公共施設を維持する場合には、2028年（平成40年）頃から更新費用の増大が見込まれ、1年平均（平成28年～平成67年）で73億円が必要という試算結果となっています。

○こうした費用は市民一人当たりの税負担に及ぼす影響が大きなものになることが予想されるため、施設の維持ありきではなく、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に応じ、各施設における必要な機能の見直しや、施設の再編を検討していく必要があります。

公共建築物・インフラ施設の更新費用



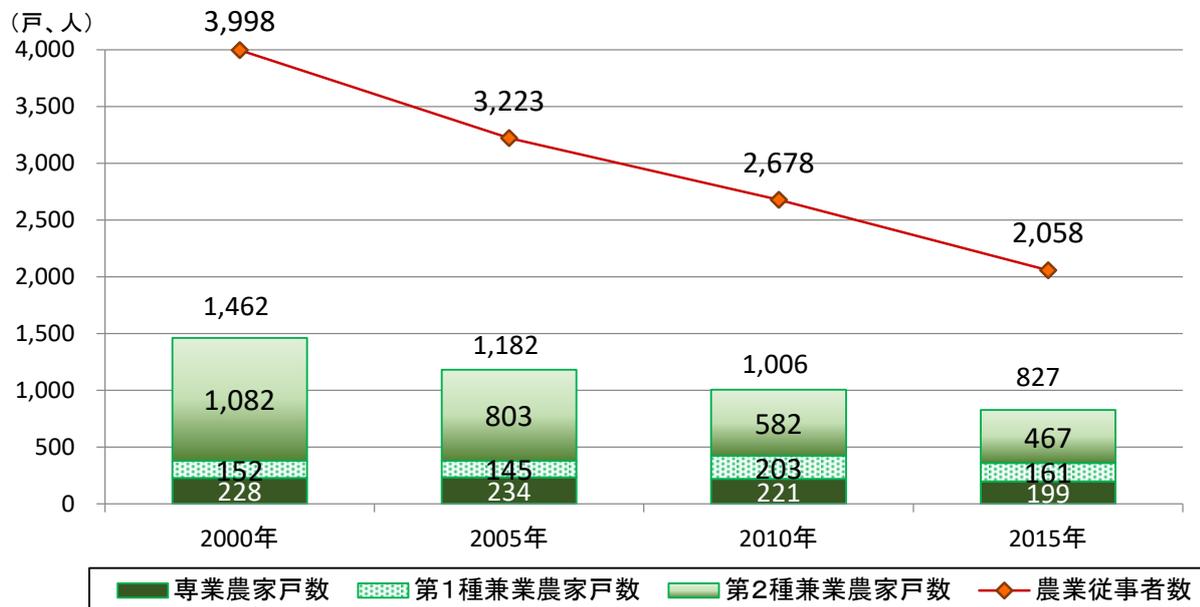
【出典】「佐倉市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」

(6) 産業

① 農業

○ 専業農家数は微減ですが、第2種兼業農家数が顕著に減少しています。

○ 農業従事者数は2000年から2015年にかけて半減しています。



【出典】農林水産省「農林業センサス」

- ・ 専業：世帯員のなかに兼業従事者（1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家
- ・ 兼業：世帯員のなかに兼業従事者が1人以上いる農家
 - － 第1種；農業所得 > 兼業所得
 - － 第2種；農業所得 < 兼業所得
- ・ 農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者

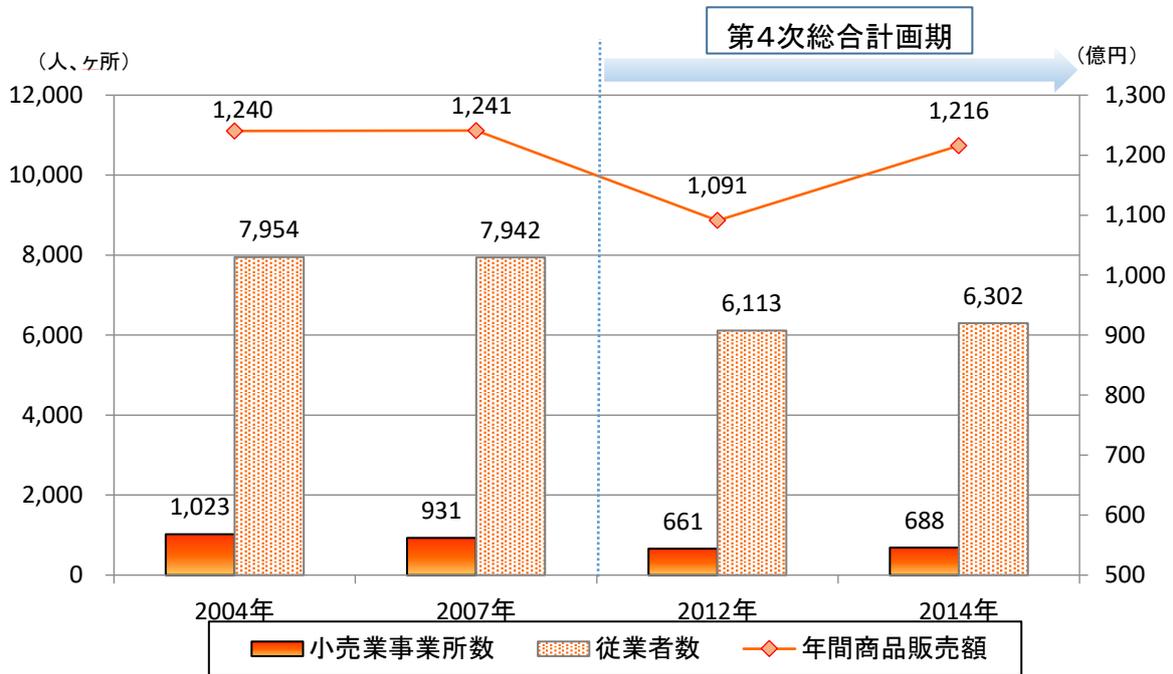
○ 地区別（2015年）の農家戸数等は下表のとおりです。

	農家戸数				農業従事者数
	総数	専業	第1種兼業	第2種兼業	
佐倉	159	36	43	80	385
臼井	53	8	11	34	133
志津	86	23	13	50	212
根郷	133	32	14	87	336
和田	172	41	39	92	444
弥富	130	32	26	72	317
千代田	94	27	15	52	231
合計	827	199	161	467	2,058

【出典】農林水産省「農林業センサス」

②商業

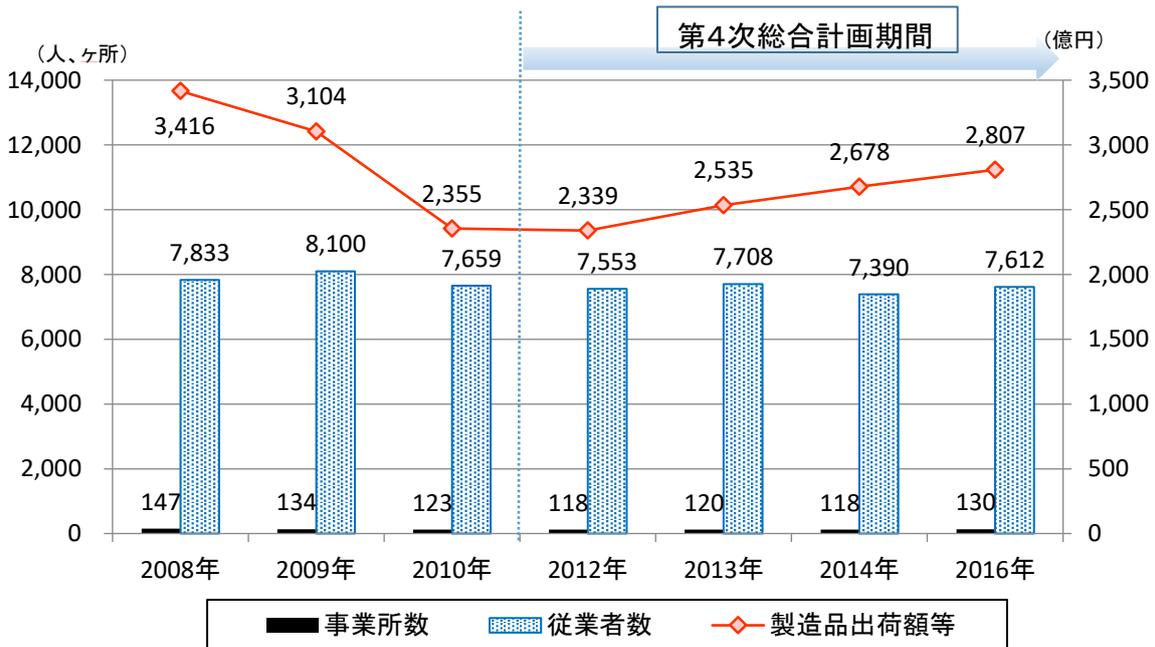
○小売事業所数及び従業者数は、2007年から2012年にかけて大きく減少しています。他方、年間商品販売額は2012年に減少したものの2014年には従来水準になっています。



【出典】2004～2012年：経済産業省「商業統計調査」、2014年：総務省「経済センサス」

③工業

○事業所数及び従業者数は横ばいで推移していますが、製造品出荷額等は2012年以降は増加傾向となっています。



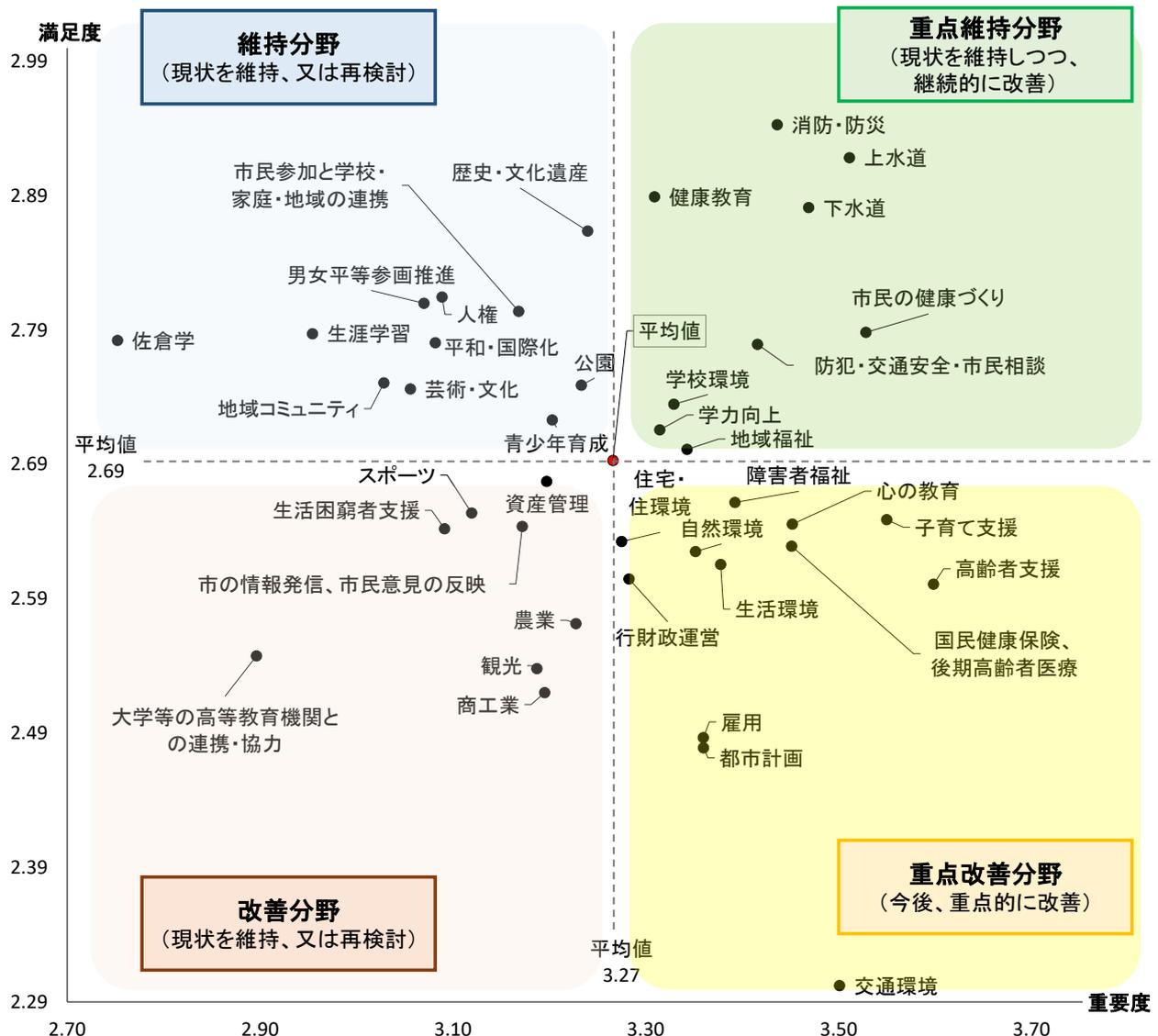
【出典】2008～2014年：経済産業省「工業統計調査」、2016年：総務省「経済センサス」

4. 市民等の佐倉市に対する思い

- 佐倉市の将来都市像を実現するためには、行政だけでなく、市民や関係機関、民間事業者等と連携・協働を図りながら、まちづくりを行うことが不可欠です。
- このため、第5次佐倉市総合計画の策定に当たって、佐倉市の未来を担う高校生や大学生を含む市民、市内で様々な活動をされている団体の皆さんから、市が実施している施策や、皆さんの幸せを実現するために必要なこと等に係る意見をいただくため、市民意識調査や市民意見交換会を実施しました。

(1) 市民意識調査

- 平成30年1月～2月に市内在住の18歳以上の男女4,000名を対象に、アンケート調査を実施しました（回答数984名、回答率24.7%）。
- 市の施策に対する満足度と重要度を散布図に示すと以下のとおりです。全体の回答傾向として、市の重点改善分野（満足度が低く、重要度が高い施策）は、「交通環境」、「高齢者支援」、「子育て支援」等が挙げられ、これらの課題の解決に向けた施策を展開していく必要があります。



(2) 市民意見交換会

- 平成 30 年 8 月、9 月に 2 回開催し、延べ 60 名の市民の皆さんにご参加いただき、自分の幸せや、その幸せを実現するために市民、行政等ができることをお聞きしました。
- 「幸せの実現のために市民ができること」としては、健康づくりや町内会・ボランティア活動への参加等、「幸せの実現のために地域ができること」としては、自治活動の活性化や、世代間交流・買い物ボランティアの仕組みづくり、災害対策等の意見がありました。また、「幸せの実現のために行政ができること」としては、従来の子育て支援や高齢者対策、医療の充実、産業振興、教育の充実等に加え、近年顕在化しつつある課題として子ども食堂や空き家対策、情報技術革新への対応や AI の活用等の市政全般に係る幅広い意見がありました。



(3) 高校生ワークショップ

- 平成 30 年 8 月に開催し、市内 4 校の高校生 23 名の皆さんにご参加いただき、自分や家族の幸せとは何かということや、その幸せを実現するために市民、行政等ができることをお聞きしました。
- 「自分の幸せ、家族の幸せ」としては、学費の心配をせずに進学できること、自由な時間を過ごせることなど、高校生らしい意見がありました。また、「行政ができること」としては、商業施設や遊べる施設をつくること、教育の充実、コミュニティの活性化に関する意見がありました。



(4) 千葉敬愛短期大学の学生によるワークショップ

- 平成 30 年 12 月に開催し、千葉敬愛短期大学の学生 8 名の皆さんにご参加いただき、卒業後に佐倉市に住みたいかどうか、またその理由などをお聞きしました。
- 「住みたい理由」としては、住みやすい（高齢者にやさしい、保育園・学校が多い）、治安がよい等の意見がありました。他方、「住みたくない理由」としては、商業施設が少ない、働く場所が充実していない等の意見があり、「若者に選ばれるまちになるために必要なこと」としては、商業施設の充実（飲食店、カラオケ、コンビニ等）、働く環境の充実等の意見が多くありました。



(5) 団体意見交換会

- 平成 30 年 12 月に 2 回開催し、市内 32 団体（35 名）の皆さんにご参加いただき、団体と行政における課題とその課題解決に向けた団体と行政の役割をお聞きしました。
- 「団体の課題」としては、多くの団体が担い手不足や役員・会員の高齢化、団体間の連携が不十分等の意見がありました。また「課題解決に向けた団体の役割」としては、加入促進のための事業活動の普及啓発の推進等、また、「課題解決に向けた行政の役割」としては、団体間の橋渡し・コーディネートに加え、相談窓口の一元化など横断的な課題に対応するための体制構築等の意見がありました。



5. 社会構造の変化・行政の課題

○人口減少、少子高齢化や高度情報化社会の進展など社会構造が大きく変化しており、これに伴い、佐倉市においても様々な課題が顕在化しています。

○行政の主な課題に対し、地域の実情を踏まえ、スピーディに対応を図ることが必要です。

社会構造の主な変化

人口減少・少子高齢化の進展

- ・市の人口は平成23(2011)年の17.8万人をピークに減少傾向。一方、外国人登録者数は増加傾向
- ・老年人口が増加し、年少人口及び生産年齢人口が減少
- ・地区によっては人口減少が顕著
- ・世帯数は増加、一世帯当たりの人数は減少

生活環境・住環境の現状

- ・市民意識調査において、「居住環境の水準」、「買い物の便利さ」、「治安のよさ」の割合が向上
- ・特に「交通環境」に改善の余地あり

産業構造の傾向

- ・農家数・農業従事者数は減少傾向
- ・耕作放棄地面積が拡大
- ・小売業事業所数・従業者数は減少傾向
年間商品販売額は持ち直し
- ・製造業事業所数、従業者数ともに横ばい。製造品出荷額等は近年、増加傾向

財政状況の現状

- ・経常収支比率は90%超で推移し、財政の硬直化が継続
- ・財政力指数は0.9以上の横ばいで推移し、普通交付税の交付団体
- ・実質公債費比率は減少傾向、早期健全化基準の25%を大きく下回る

行政の主な課題

定住・交流人口対策等

- ・定住・交流人口対策
- ・少子化対策
- ・生産年齢人口、年少人口の減少対策
- ・多文化共生社会の構築
- ・高齢者福祉の充実、健康寿命の延伸
- ・地域包括ケアシステムの構築
→地域共生社会の実現

良好な住宅・住環境の維持・向上等

- ・良好な住宅・住環境の維持・向上
- ・交通環境の改善

産業の活性化

- ・農地の利用集積
- ・市内雇用拡大
- ・働き方改革の推進
- ・5Gの商用サービス等により、IoT、AI等を活用する基盤整備が更に進展

健全・持続可能な財政運営

- ・歳入(特に自主財源)の確保
- ・行政運営の効率化
(AI等の導入、「働き方改革」を含む)
- ・歳出(特に経常的経費)の抑制
- ・公共施設の効率的な運用

基本構想

1. 佐倉市の将来都市像

～ 将来都市像の前提 ～

これからの12年間は、序論の人口推計で示したように人口減少・少子高齢化がより顕著になることが想定されます。この人口減少を少しでも緩やかにし、生産年齢人口の維持・増加を図るとともに、一生涯元気に活躍する健康な市民を増やしていくことが、まちの活性化につながるものと考えます。

そのためには、産業経済の活性化を図り、市内で働ける環境をつくること、また、佐倉を知り、訪れてもらう交流人口を増やすこと、そして、市民の結婚・出産・子育ての希望を叶え、いつまでも住み続けたいと思っただけの良好な住環境が必要と考えます。

～ 佐倉市の特徴（魅力・ポテンシャル） ～

- ◆ 平成28年、成田・佐原・銚子とともに「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」として日本遺産に認定された城下町の風情を残す歴史的町並みがあります。
- ◆ 市北部の印旛沼周辺には、「草ぶえの丘」や「サンセットヒルズ」、「岩名運動公園」といった自然に囲まれた観光・スポーツ施設があります。
- ◆ フラワーフェスタや、佐倉市民花火大会、伝統のある秋祭りなど、四季折々のイベントが充実し、市民の皆さんにも楽しんでもらっています。
- ◆ 佐倉市は、幕末から明治期にかけて、多数の先覚者を輩出しており、現代でも佐倉親善大使に代表される有名人ゆかりの地となっているほか、市民音楽ホールや美術館などを有する文化・芸術・スポーツが盛んな好学進取の風土があります。
- ◆ 本計画の策定に当たり実施した基礎調査、市民意識調査の中で、浮かび上がった現在の佐倉市の都市イメージを以下に列挙します。
 - ・ 昼夜間人口比率(83.1%)が千葉県平均(86.8%)と比べても低く、ベッドタウン（住宅都市）という性格が見られます。
 - ・ 持ち家比率(81.3%)が高く、市民の定住意向が強いものと推測できます。
 - ・ 佐倉市の長所として歴史・伝統、自然環境や居住環境の水準などが評価される一方で、通勤通学の利便性や産業経済の発展、保健・医療・福祉の水準が評価されていないことがうかがえます。

長所（佐倉市の評価できるもの）	短所（佐倉市の評価できないもの）
1位 地域の歴史・伝統	1位 通勤・通学の便
2位 自然環境	2位 地域の経済発展
3位 治安の良さ	3位 買い物の便利さ
4位 買い物の便利さ	4位 保健・医療・福祉の水準
5位 居住環境の水準	5位 市と市民の一体性

※市民意識調査による佐倉市の長所 Best 5 と短所 Worst 5

将来都市像は、目標年度である令和13（2031）年度に向けた佐倉市の「目指すべきまちの姿」を示すもので、第5次佐倉市総合計画に掲げる全ての施策の共通目標になります。

佐倉市は、古代から連綿と続き、日本遺産にも認定された町並みなどの「歴史」、印旛沼に代表される水・緑・花・生き物などの「自然」、長い年月に生まれ、脈々と受け継がれてきたお祭りなどの行事や、スポーツ・芸術などの「文化」という誇るべき特性を有しています。これらの特性を活かし、市民が主体となって、更なるまちの発展を目指すため、佐倉市の今後12年間で実現を目指すまちの姿、将来都市像を次のように定めます。



笑顔輝き 佐倉 咲く

みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」



(参考)

これまでの 総合計画における 将来都市像	
第1次佐倉市総合計画（昭和49～58年度）	印旛地区の核となる豊かな文化教育都市
第2次佐倉市総合計画（昭和59～平成12年度）	活力ある文化都市
第3次佐倉市総合計画（平成13～22年度）	歴史 自然 文化のまち
第4次佐倉市総合計画（平成23～31年度）	歴史 自然 文化のまち ～「佐倉」への思いをかたちに～

～ 将来都市像に込めた思い ～

○「笑顔輝き」とは……

「笑顔輝き」には、「住民福祉の増進」や「幸せの象徴」といった思いが込められています。

佐倉市は、今後12年間のうちに、後期高齢者が増加し、実人数で最大になることが見込まれることから「高齢者福祉の充実」、また、年少人口が減少し、構成比率が減少していくことが見込まれることから「年少人口の減少対策」、さらには、昨今、外国人登録者が増加していることから「多文化共生社会の構築」が求められています。

これらの課題を克服し、自分らしくいきいきと暮らせる笑顔があふれる街を目指します。

○「佐倉咲く」とは……

「佐倉咲く」には、「市の地域性、独自性の発揮」といった思いが込められています。

ライフスタイルや価値観が多様化する中で、地域の実情を踏まえたまちづくりの必要性が増しています。

佐倉市には、「歴史・自然・文化」という長い年月にわたり積み重ねてきた資源があり、今回の市民意識調査においても市の長所として「地域の歴史や伝統」、「自然環境」を挙げる市民の割合が高いことから、今後も計画的な土地利用を推進し、「佐倉らしさ」を求め、市の地域性や独自性を発揮できるまちづくりを目指します。

また、教育の充実に努めるとともに、市内での就業の場の確保を進め、誰もが持って生まれた才能を開花できるまちづくりを目指します。

さらに、市の木「桜」と「佐倉」を連想させることで市民の皆さんにも覚えやすい将来都市像とすることをイメージしています。

○「みんなで創ろう」とは……

「みんなで創ろう」には、「市民協働」や「連携」といった思いが込められています。

人口減少・少子高齢化が進展する中で、多種多様な行政ニーズに対応するためには、多様な主体と連携し、協働していくことが不可欠です。

地域包括ケアシステムの構築、さらには、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指します。

○「健康・安心・未来都市」とは……

「健康・安心・未来都市」には、「高齢化等への対応」や「まちづくりの基礎、基盤づくり」、「変化する社会情勢にいち早く対応し、未来にわたり適応し続けられるまち」といった思いが込められています。

健康寿命の延伸に努めるとともに、安全・安心なまちづくりを進め、さらには、社会情勢の変化を見据え、市勢の発展や持続可能なまちづくりを推進するために、多様な産業の発展や働き方改革を促すまちづくりを目指します。

また、持続可能な住宅・住環境の形成を進め、いつまでも住み続けたいと思える、活力ある都市の実現を目指します。

2. まちづくりの基本方針

佐倉市が「目指すべきまちの姿」である将来都市像を実現するために、次の5つの分野をまちづくりの基本方針として定め、効率的かつ効果的に各分野の施策を推進していきます。

全ての市民の皆さんが「住みやすい」「住み続けたい」と思えるまちづくりを推進していくとともに、佐倉市と関わりを持つ全ての人々にとって魅力的なまちづくりを展開していきます。

(1) ともに支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち（福祉・健康・子育て）

少子高齢化の進展により、生産年齢人口が減少し、後期高齢者が増加する中で、誰もが住み慣れた地域で、生涯を通じて、自分らしくいきいきと暮らしていける、地域住民等が互いに支え合う、子育てにやさしく、福祉と健康づくりの充実した地域共生のまちを目指します。

(2) 人と自然が調和した安心して暮らせるまち（都市基盤・住環境）



『都市と農村が共生するまち 佐倉』

利便性の高い公共インフラの維持・整備や、防災・防犯対策の強化、印旛沼や谷津などの自然環境の保全、ライフスタイル、ライフステージに応じた住まいと住み方を選べる仕組みの整備により、誰もが安全・安心に、快適な暮らしを営むことができ、多くの市民が住み続けたいと思える、地域の特性を活かした都市機能と自然環境が調和したまちを目指します。

(3) 地域の資源を活かした活力と賑わいのあるまち（産業・観光・文化）

美しく伝統ある農村集落を継承しつつ、地域経済の活性化や新たな産業の創造などにより就業や雇用の機会を確保するとともに、歴史、自然などの地域資源の積極的な活用により国内外から多くの人々が訪れる、歴史、自然、文化が息づく、活力と賑わいのあるまちを目指します。



(4) 豊かな心を育み 笑顔あふれるまち（教育）

次世代を担う児童・生徒が、確かな学力・豊かな心・健やかな体を育むことができる教育環境・学習環境を整備するとともに、郷土佐倉への理解や愛着の醸成を図ることにより、地域を支える人材を育むまちを目指します。



(5) 市民とともに創る 多様性のある 持続可能なまち（市民参加・自治体運営）

限られた経営資源を効率的に活用し、市民ニーズに沿った、質の高い行政サービスを提供しつつ、市民と行政が更に連携を深め、公共の利益に資する活動に取り組むとともに、多様性への理解を深め、心豊かに住み続けられるまちを目指します。

第5次佐倉市総合計画
前期基本計画
(2020年度～2023年度)

○計画の体系

第5次総合計画では、将来都市像の実現を目指し、5つのまちづくりの基本方針のもと、施策の推進を図ります。



1 ともに支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち（福祉・健康・子育て）

1 地域福祉	地域の住民がともに支え合うまちづくりを推進します 生活困窮者の相談・支援を行います
2 子育て支援	相談・交流の場を充実し、妊娠・出産・育児期に係る切れ目のない支援を行います 子育てに係る経済的負担を軽減します 児童虐待の防止を図ります 保育の受け皿確保、子どもたちが健やかに育つ環境の整備を図ります
3 高齢者福祉	住み慣れた地域での包括的な支援体制を整備します 生きがいづくりへの支援を推進します 介護予防を推進します 認知症施策を推進します 介護保険運営の安定化を図ります
4 障害者福祉	障害に対する理解を促進します 障害福祉サービスを充実します
5 健康づくり	市民の健康づくりを推進します 生活習慣病の予防、がんの早期発見を図ります 地域医療の充実を図ります 医療費の適正化を図ります

2 人と自然が調和した安心して暮らせるまち（都市基盤・住環境）

1 都市計画・公共交通	都市と農村が共生するまちづくりを計画的に推進します 持続可能な公共交通網の形成を推進します 景観形成による愛着と誇りを持てるまちづくりを推進します
2 住宅・住環境	価値の持続する住宅の整備を推進します 良好な住環境の整備を推進します 適正な建築行政を推進します
3 道路環境	快適な道路の整備を推進します 安全・安心な道路環境を保全します
4 公園・緑地整備	市民の憩いの場の充実・活用を推進します 身近な緑が適正に管理されたまちを創ります
5 上下水道	経営と施設の健全性、持続性を確保します 雨水排水施設を適正に管理し浸水被害の軽減に努めます
6 消防・防災	地域における消防力の充実を図ります 消防体制の整備を図ります 防災に関する知識・意識の普及を図ります 災害に備えた体制を整備します

7 防犯・交通安全	犯罪の抑止を図ります
	交通安全対策を推進します
8 市民相談・結婚支援	市民相談への適切な支援を推進します
	安全な消費生活を守ります
	結婚支援を推進します
9 環境保全	豊かな自然環境を保全します
	ごみの減量化・資源化を推進します
	生活環境の保全を図ります
	地球温暖化対策を推進します

3 地域の資源を活かした活力と賑わいのあるまち（産業・観光・文化）

1 商工業振興	企業の競争力向上に向けた取組を支援します
	企業誘致を進めるとともに、創業及び事業承継を推進します
2 農業振興	多様な人材の就業を支援します
	競争力のある農林水産業を推進します
3 観光振興	美しく活力のある農村社会にします
	観光客の来訪や消費を喚起する取組を推進します
4 文化・芸術振興	商品造成や営業活動の強化、情報発信の充実を図ります
	歴史・文化資産を保全・活用します
	芸術・文化の普及を推進します

4 豊かな心を育み 笑顔あふれるまち（教育）

1 学校教育	学力向上・学習内容の充実に取り組みます
	豊かな人間性を育む教育に取り組みます
2 教育環境	良好な学習環境を整備します。
	地域に開かれた学校運営を行います
	安心して学校に通える環境を提供します
3 生涯学習	市民の生涯学習を推進します
	生涯学習の環境を整備します
4 青少年健全育成	青少年の健全育成に取り組みます
	地域とのふれあいを増やします
5 スポーツ振興	スポーツを楽しむ機会を提供します
	スポーツ施設を提供します
6 高等教育機関等との連携	高等教育機関等との連携・協力を推進します

5 市民とともに創る 多様性のある 持続可能なまち（市民参加・自治体運営）

1 コミュニティ	地域における市民活動を支援します
	コミュニティの活動拠点の整備支援・利用促進を行います
2 平和・国際化	平和の尊さを啓発し、恒久平和に向けた世界の取組と連携します
	多文化が共生できる地域づくりを推進します
	シティプロモーションの視点による情報発信・情報提供の充実を図ります
3 情報発信・共有、 広聴	市民意見を集約し、効果的な市政への反映を目指します
4 人権・ 男女平等参画	人権を尊重する意識の醸成を行います
	あらゆる場における男女平等参画を推進します
	性差によるあらゆる暴力の根絶を目指します
5 行財政運営	人事管理の適正化を推進します
	健全で持続可能な行財政運営を推進します
	税の公平、公正、効率的賦課と収入率向上を目指します
	行政手続きの簡素化と利便性の向上を図ります
6 資産管理	公共施設の適切な保全を行います
	公有財産の効果的・効率的な活用を図ります

財政の見通し

行政の課題に対応するためには、財源の確保が必要となります。前期基本計画の計画期間である 2023 年度までの財政推計では、市税収入は横ばいで推移するものの、扶助費や人件費等の増加により、市の財政状況の悪化が見込まれます。これまで、公共施設のファシリティマネジメントに代表される経費削減策や企業誘致等の歳入確保に取り組んできましたが、これまでの取組に加え、今後さらに、AI や IoT を活用した業務効率化等による歳出抑制と市税などの自主財源の確保に取り組んでいく必要があります。

【普通会計における財政推計】

○歳入

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
市税	24,381	24,351	23,795	23,892	23,958
地方交付税	1,850	1,890	2,330	2,280	2,260
その他一般財源	4,117	4,146	4,484	4,484	4,484
一般財源 計	30,348	30,387	30,609	30,656	30,702
分担金・負担金	431	180	180	179	179
使用料・手数料	852	713	713	713	713
国・県支出金	11,063	12,498	12,742	12,995	12,995
繰入金	1,786	1,500	1,500	1,500	1,500
繰越金	2,257	2,743	1,939	1,871	1,682
地方債	3,563	3,225	2,924	2,536	2,536
その他	657	605	605	605	605
歳入 計	50,957	51,851	51,212	51,055	50,912

○歳出

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
人件費	8,383	9,101	9,162	9,223	9,285
扶助費	12,131	12,444	12,769	13,106	13,106
公債費	2,878	2,915	2,811	2,853	2,880
義務的経費 計	23,392	24,460	24,742	25,182	25,271
物件費	7,799	6,936	6,936	6,936	6,936
維持補修費	535	518	518	518	518
補助費	5,745	5,780	5,728	5,728	5,728
繰出金他(経常的)	4,908	5,045	5,183	5,326	5,326
経常経費 計	42,379	42,739	43,107	43,690	43,779
積立金	1,129	1,371	970	935	841
投資的経費	4,355	5,440	4,904	4,386	4,386
その他	350	359	359	359	359
歳出 計	48,213	49,909	49,340	49,370	49,365

歳入－歳出	2,745	1,941	1,873	1,684	1,547
-------	-------	-------	-------	-------	-------

財政調整基金の残高	4,846	4,717	4,186	3,622	2,963
-----------	-------	-------	-------	-------	-------

※人件費：2020 年度からは会計年度任用職員に係る影響額として、約 8.7 億円（賃金（物件費）から給与（人件費）への移行額約 7.4 億円（2017 決算額）、会計年度任用職員移行による増額約 1.3 億円）の増額を見込んでいます。

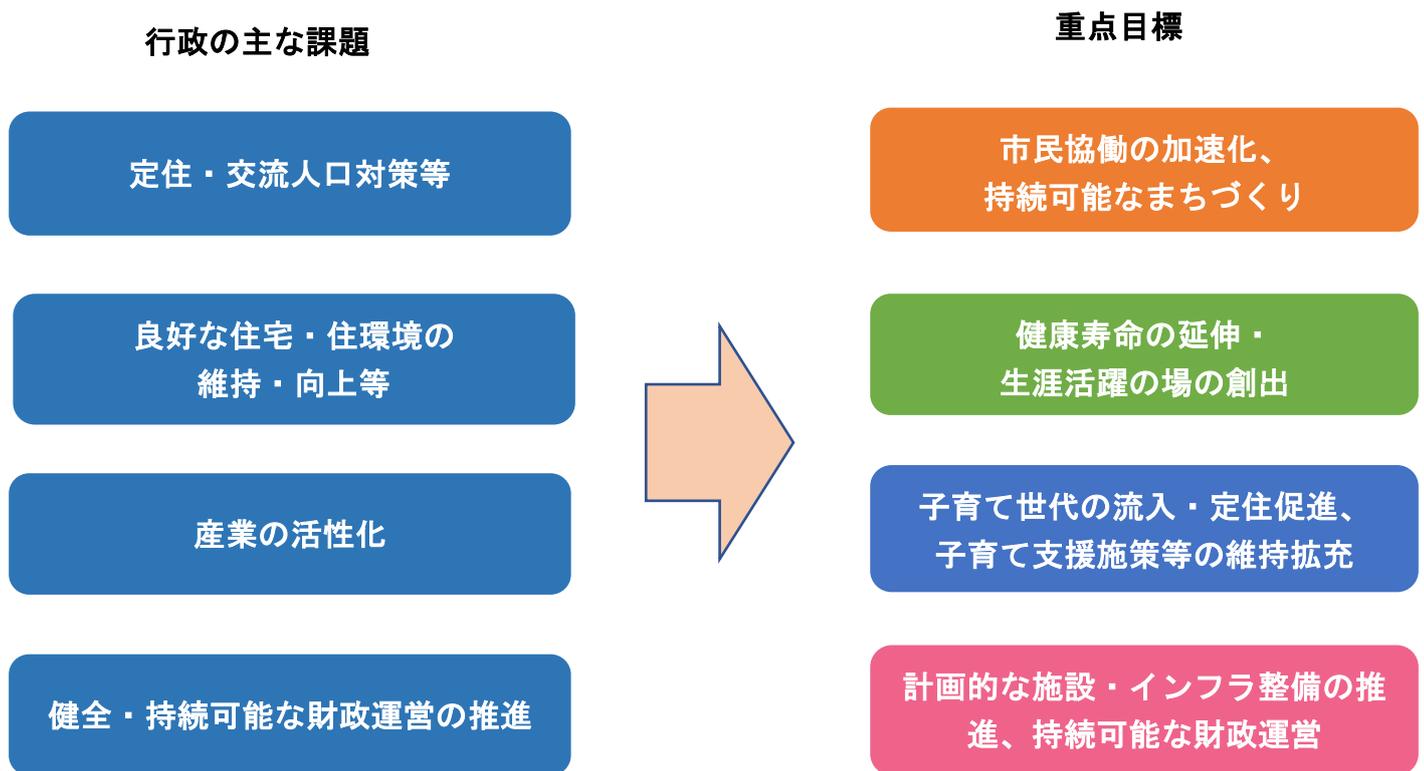
○重点目標の設定

本格的な少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する一方で、老年人口（特に75歳以上の後期高齢者）が増加する中、公共施設や道路などのインフラの老朽化対策、福祉サービスの需要増などの新たな財政需要に対応しつつ、佐倉市が、中長期的に、市勢を発展させていくためには、戦略的にまちづくりを進めていく必要があります。

基本構想の将来都市像の実現に向け、第5次佐倉市総合計画の基礎調査として実施した市民意識調査や市民意見交換会等で明らかになった課題等に対応するため、前期基本計画期間内（2020年度～2023年度）に重点的・分野横断的に取り組む目標として、4つの重点目標を掲げています。

重点目標に掲げた施策を優先的・重点的に実施することにより、計画全体の着実な推進を先導していきます。

課題と重点目標の関連図



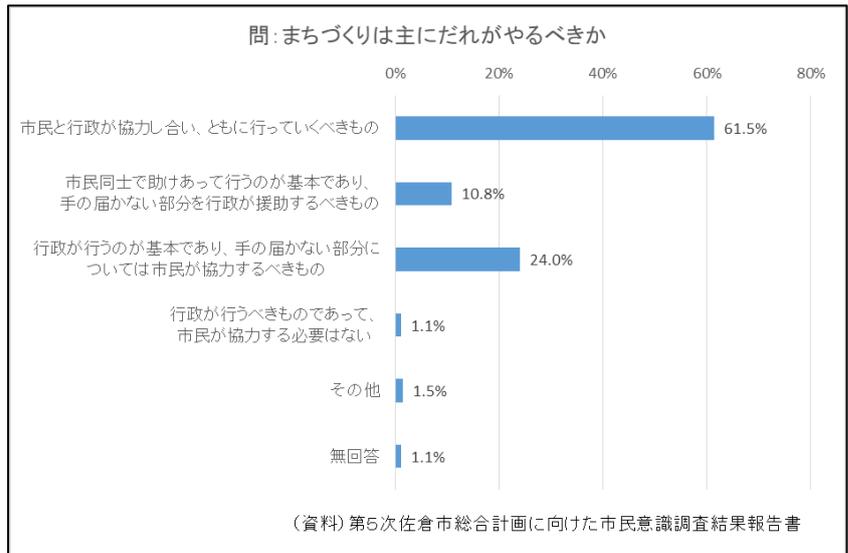
重点目標 1 市民協働の加速化、持続可能なまちづくり

設定の趣旨

高齢化や人口減少が進む中で顕在化してきた新たな課題に取り組み、市民が安心して生活していくことができるまちづくりを進めていくためには、行政はもとより、市民、事業者、各種団体などがお互いに連携、協働し、解決を図っていく必要があります。今回の計画策定にあたり実施した市民意識調査では、市民のまちづくりへの参画意識が高く表れており、市民協働活動の支援や表彰制度を活用した参加意識の高揚など、市民のまちづくり活動を推進していくための取組を進めていく必要があります。

また、近年、顕在化してきた課題は複雑化・多様化しており、組織横断的に対応していく必要があることから、行政の組織体制について、課題に合わせ、柔軟かつ効果的な見直しを行っていく必要があります。

さらに、産業界、教育機関と行政が連携し、地域一丸となってまちづくりを進めていく必要があります。



重点指標

指標名	現状値	前期基本計画の目標値(2023年度)
地域福祉活動ボランティア人数	2,814人	3,000人
まちづくり活動に参加したことがある市民の割合	34.4% (2019年度市民意識調査)	40.0%
生涯学習施設及び学習内容が充実していると答えた市民の割合	20.0% (2019年度市民意識調査)	24.0%
高等教育機関等との協働事業	122事業	140事業

重点施策

(1) 地域活動の活性化

- ・地域の住民がともに支え合うまちづくりを推進します (1-1 地域福祉⇒P. 52)

具体的な事業内容

- 地域福祉推進団体等への助成・支援 ●民生委員・児童委員への活動支援

- ・地域における市民活動を支援します (5-1 コミュニティ⇒P. 110)

具体的な事業内容

- 自治会等が実施する住民自治・コミュニティ活性化活動への助成・支援
- 市民公益活動団体や地縁団体等が実施する地域課題の解決につながる事業への支援

(2) 担い手育成

- ・市民の生涯学習を推進します (4-3 生涯学習⇒P. 100)

具体的な事業内容

- 公民館・図書館における学習環境の充実 ●市民カレッジ・コミュニティカレッジ事業等による地域の担い手育成につながる学習支援の充実 ●佐倉学の推進

(3) 産官学連携の促進

- ・企業誘致を進めるとともに、創業及び事業承継を推進します (3-1 商工業振興⇒P. 86)

具体的な事業内容

- 企業誘致の推進 ●官民連携による起業・創業支援
- 佐倉市スマートオフィスプレイスの運営

- ・高等教育機関等との連携・協力を推進します (4-6 高等教育機関等との連携⇒P. 106)

具体的な事業内容

- 高等教育機関等との協働事業の実施、 ●新たな高等教育機関等との連携協定の締結

(4) 組織体制の見直し

- ・人事管理の適正化を推進します (5-5 行財政運営⇒P. 118)

具体的な事業内容

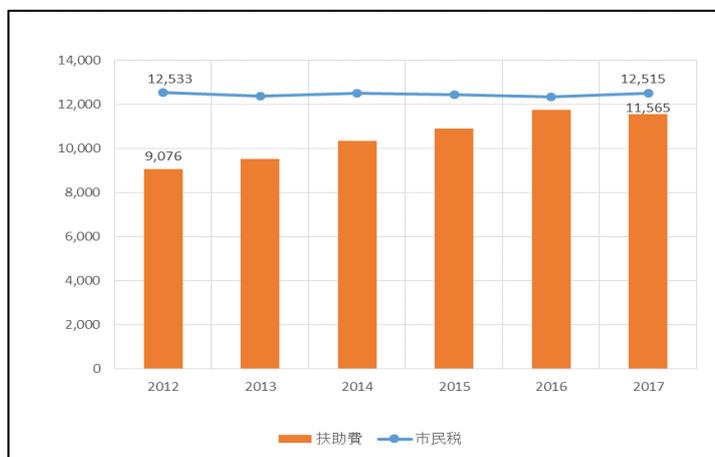
- 職員の定員管理・研修の実施 ●横断的なプロジェクトチームの活用

重点目標 2 健康寿命の延伸・生涯活躍の場の創出

設定の趣旨

これまで、東京のベッドタウン（住宅都市）として発展してきた佐倉市は、高齢化率が全国平均、県平均よりも高く、高齢化が進んだまちであり、医療費等の扶助費は年々増加傾向にあります。

今後、団塊の世代が後期高齢者になり始めることから、健康に資する対策を充実し、誰もが健康で、生涯にわたり活躍することができるまちづくりを進めていく必要があります。



重点指標

指標名	現状値	前期基本計画の目標値(2023年度)
週に1回以上活動する通いの場の数	81か所	170か所
認知症サポーター数	20,000人	27,000人
健康寿命（65歳における平均自立期間）	男性18.36年 女性20.80年	延伸
特定健康診査受診率	34.2%	44%
がん検診受診率	12.8%	50.0%
成人市民の週1回以上のスポーツ実施率	48.9% (2019年度市民意識調査)	60.0%
高齢者クラブ会員数	2,787人	3,000人
生涯学習施設及び学習内容が充実していると答えた市民の割合	20.0% (2019年度市民意識調査)	24.0%

重点施策

(1) 健康寿命の延伸

- ・ 住み慣れた地域での包括的な支援体制を整備します
- ・ 介護予防を推進します
- ・ 認知症施策を推進します (1-3 高齢者福祉⇒P. 56)

具体的な事業内容

- 地域包括支援センターの運営 ● 医療と介護の連携体制の構築
- 通いの場や見守り等による生活支援体制の充実
- 介護予防教室など介護予防知識の普及啓発 ● 介護予防ボランティアの養成・活動支援
- 認知症サポーターの養成 ● 認知症初期集中支援チームによる支援
- オレンジカフェの運営 ● 認知症高齢者声かけ訓練の実施

- ・ 市民の健康づくりを推進します
- ・ 生活習慣病の予防、がんの早期発見を図ります (1-5 健康づくり⇒P. 60)

具体的な事業内容

- 健康づくりに向けた普及啓発 ● 健康教育事業の実施
- 国民健康保険被保険者への健康診査・人間ドック費用の助成・保健指導 ● がん検診

- ・ スポーツを楽しむ機会を提供します (4-5 スポーツ振興⇒P. 104)

具体的な事業内容

- 各種スポーツイベントの開催 ● スポーツボランティア・指導者の育成

(2) 活躍の場の創出

- ・ 生きがいづくりへの支援を推進します (1-3 高齢者福祉⇒P. 56)

具体的な事業内容

- 高齢者クラブ・シルバー人材センターの活動支援

- ・ 多様な人材の就業を支援します (3-1 商工業振興⇒P86)

具体的な事業内容

- 市内企業の市内雇用拡大支援、職業相談等による就業支援

- ・ 市民の生涯学習を推進します (4-3 生涯学習⇒P. 100)

具体的な事業内容

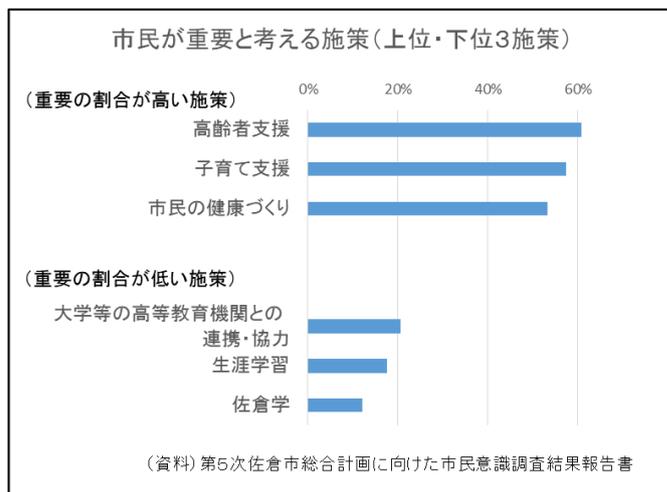
- 公民館・図書館における学習環境の充実 ● 市民カレッジ・コミュニティカレッジ事業等による地域の担い手育成につながる学習支援の充実 ● 佐倉学の推進

重点目標3 子育て世代の流入・定住促進、子育て支援施策等の維持拡充

設定の趣旨

今後、まちの活力を維持し、持続可能なまちづくりを進めていくためには、佐倉市の魅力を積極的に発信し、生産年齢人口、特に子育て世代の流入、定住を促進していく必要があります。今回の計画策定にあたり実施した市民意識調査で、約6割の市民が子育て支援を重要度が高い施策としていることから、重点的に取り組んでいく必要があります。

そのためには、これまで推し進めてきた、子育て支援や特色ある教育を維持拡充していくとともに、子育て世代が働きやすい環境の整備やワークライフバランスの取れた働き方ができ、仕事と子育ての両立ができる職場環境の充実や、働く場の創出、快適な住環境を提供するための住宅の新陳代謝を図り、子育て世代に評価されるまちづくりを進めていく必要があります。



重点指標

指標名	現状値	前期基本計画の目標値(2023年度)
子育て支援サービスについて、「満足」、「やや満足」と回答した市民の割合	46.9% (2019年度市民意識調査)	50.0%
待機児童数	15人	0人
学習状況調査における平均正答率	基礎学力81.3% 活用力 70.3%	基礎学力90.0% 活用力70.0%
佐倉の歴史や自然に興味があると回答する児童生徒の割合	61.1%	70.0%
起業塾(入門編)受講者の創業者数	7名	8名/年
地域職業相談室における市内相談者の就職率	11.8%	15.0%
認定農業者件数	124件	140件
空家率	9.2% (2013年度)	9.0%
佐倉市を住みやすいと感じる市民の割合	74.9% (2019年度市民意識調査)	75.0%
ホームページ(全体)アクセス件数	約718万アクセス	約924万アクセス

重点施策

(1) 子育てしやすいまちの実現

- ・相談・交流の場を充実し、妊娠・出産・育児期に係る切れ目のない支援を行います
- ・子育てに係る経済的負担を軽減します
- ・保育の受け皿確保、子どもたちが健やかに育つ環境の整備を図ります

(1-2 子育て支援⇒P. 54)

具体的な事業内容	
●子育て世代包括支援センターにおける子育て支援相談 ●育児に不安を抱える妊産婦への産後ケア ●妊産婦・乳児の健康診査の助成	●育児に不安を抱える妊産婦への産後ケア ●妊産婦・乳児の健康診査の助成
●子ども医療費の助成 ●ひとり親家庭等への自立支援（相談、ファミリーサポートセンター利用料助成等）	●子ども医療費の助成 ●ひとり親家庭等への自立支援（相談、ファミリーサポートセンター利用料助成等）
●市立保育園・学童保育所施設の整備 ●民間保育園等への整備助成 ●保育園・幼稚園と小学校との連携の推進	●市立保育園・学童保育所施設の整備 ●民間保育園等への整備助成 ●保育園・幼稚園と小学校との連携の推進

(2) 子どもの才能の開花

- ・学力向上・学習内容の充実に取り組みます
- ・豊かな人間性を育む教育に取り組みます (4-1 学校教育⇒P. 96)

具体的な事業内容	
●外国語教育の推進 ●教員の指導力の向上（教職員研修の実施、教育委員会等による定期的な学校訪問） ●佐倉市学習状況調査の実施・分析 ●公立幼稚園の運営 ●小学校と幼稚園・保育園等との連携の推進 ●課題解決のための研究	●外国語教育の推進 ●教員の指導力の向上（教職員研修の実施、教育委員会等による定期的な学校訪問） ●佐倉市学習状況調査の実施・分析 ●公立幼稚園の運営 ●小学校と幼稚園・保育園等との連携の推進 ●課題解決のための研究
●地域の社会人の活用 ●キャリア教育の推進 ●佐倉学の推進 ●校外学習事業	●地域の社会人の活用 ●キャリア教育の推進 ●佐倉学の推進 ●校外学習事業

(3) 市内雇用の拡大、就業支援

- ・企業誘致を進めるとともに、創業及び事業承継を推進します
- ・多様な人材の就業を支援します (3-1 商工業振興⇒P. 86)

具体的な事業内容	
●企業誘致の推進 ●官民連携による起業・創業支援 ●佐倉市スマートオフィスプレイスの運営	●企業誘致の推進 ●官民連携による起業・創業支援 ●佐倉市スマートオフィスプレイスの運営
●市内企業の市内雇用拡大支援 ●職業相談等による就業支援	●市内企業の市内雇用拡大支援 ●職業相談等による就業支援
・競争力のある農林水産業を推進します (3-2 農業振興⇒P. 88)	・競争力のある農林水産業を推進します (3-2 農業振興⇒P. 88)

具体的な事業内容	
●新規就農者の支援 ●担い手育成 ●農産物の高付加価値化・新商品の開発支援 ●農産物の販売促進に向けた調査研究	●新規就農者の支援 ●担い手育成 ●農産物の高付加価値化・新商品の開発支援 ●農産物の販売促進に向けた調査研究

(4) 転入促進

- ・価値の持続する住宅の整備を推進します
- ・良好な住環境の整備を推進します (2-2 住宅・住環境⇒P. 66)
- ・豊かな自然環境を保全します (2-9 環境保全⇒P. 82)

具体的な事業内容	
●多様な住宅の流通の促進 ●住宅補助事業等による住宅の整備	●多様な住宅の流通の促進 ●住宅補助事業等による住宅の整備
●空き家の利活用支援 ●住宅補助事業等による転入促進・転出抑制	●空き家の利活用支援 ●住宅補助事業等による転入促進・転出抑制
●谷津環境の保全 ●印旛沼の水質改善 ●環境学習の推進 ●合併処理浄化槽の普及促進	●谷津環境の保全 ●印旛沼の水質改善 ●環境学習の推進 ●合併処理浄化槽の普及促進

(5) まちの魅力発信

- ・シティプロモーションの視点による情報発信・情報提供の充実を図ります (5-3 情報発信・共有、広聴⇒P. 114)

具体的な事業内容	
●市の魅力発信 ●佐倉市公式ウェブサイトを中心とした情報提供・情報発信事業	●市の魅力発信 ●佐倉市公式ウェブサイトを中心とした情報提供・情報発信事業

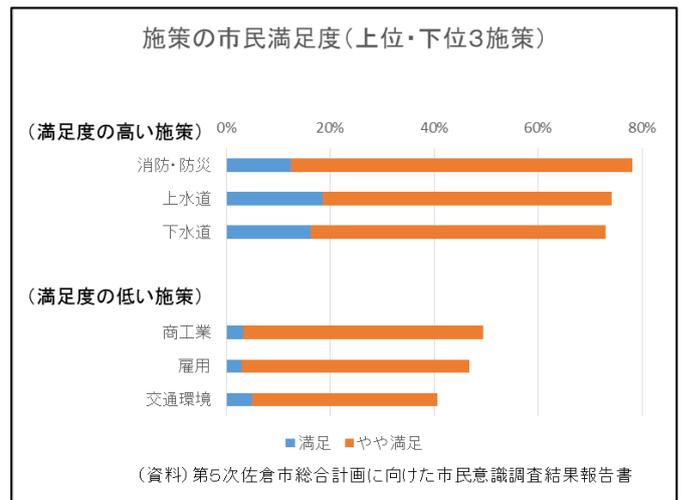
重点目標4 計画的な施設・インフラ整備の推進、持続可能な財政運営

設定の趣旨

佐倉市では、昭和40年代以降の人口急増等を背景に、道路・上下水道等のインフラ施設を整備してきました。これらは市民生活の基盤として、重要な役割を果たしてきましたが、老朽化が進んでおり、今後も維持管理していくには多額の費用が必要となります。

また、今回の計画策定にあたり実施した市民意識調査で最も満足度の低かった施策が交通環境であり、重点的に改善を図っていく必要があります。市内幹線道路の渋滞緩和等に取り組むなど、良好な交通環境の整備を計画的に進めることは、安全・安心で快適な市民生活の実現や地域経済の活性化に重要な役割を果たし、市が優位性を保ち、競争力を維持することにつながります。

今後、福祉サービスの更なる増加等が見込まれる中で、4つの重点目標を着実に推進していくためには、公共施設等の今後のあり方を検討するとともに行政改革を積極的に進め、効率的な財政運営を進めていく必要があります。



重点指標

指標名	現状値	前期基本計画の目標値(2023年度)
公共交通が利用しやすいと思う市民の割合	28.5% (2019年度市民意識調査)	32.0%
都市計画道路・幹線道路の用地取得面積	-	47,760㎡ (期間累計)
道路の舗装改修延長	-	L=16km (期間累計)
経常収支比率	98.3%(2017年度) (類似団体(IV-3)の平均値 92.6%)	類似団体(IV-3) の平均値以下
市税収入率 (現年課税分+滞納繰越分)	94.2%	94.8%
市民一人当たりの公共施設面積	2.03㎡	2.03㎡

重点施策

(1) 交通環境の改善

- ・ 持続可能な公共交通網の形成を推進します (2-1 都市計画・公共交通⇒P. 64)

具体的な事業内容

- 交通空白地域に対する交通手段の確保 (コミュニティバスの運行、バス事業者への支援)

- ・ 快適な道路の整備を推進します
- ・ 安全・安心な道路環境を保全します (2-3 道路環境⇒P. 68)

具体的な事業内容

- 都市計画道路井野・酒々井線の整備 ● 岩富・寺崎線の整備 ● 幹線道路や生活道路の整備
- 道路の改修や維持管理 ● 橋梁の長寿命化
- 街灯・カーブミラー・区画線などの交通安全施設の整備や改修

(2) 財政の健全化

- ・ 健全で持続可能な行財政運営を推進します
- ・ 税の公平、公正、効率的賦課と収入率向上を目指します (5-5 行財政運営⇒P. 118)

具体的な事業内容

- 総合計画等の進捗管理 ● 市予算の全体調整 ● 行政評価の実施 ● 行政改革の推進
- ふるさと納税 ● 有料広告事業
- 市税 (市民税・固定資産税等) の賦課・徴収

(3) 公共施設の長寿命化

- ・ 公共施設の適切な保全を行います (5-6 資産管理⇒P. 122)

具体的な事業内容

- 市施設の保守点検・修繕・改修 ● 工事の設計発注・施工監理

○第5次佐倉市総合計画におけるSDGsの考え方

1 SDGsとは

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。



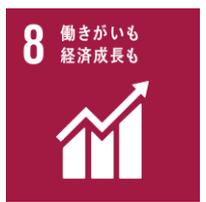
2 自治体に期待されるSDGsの取組と施策の関係

国は、SDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追及が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。また、それぞれの目標に対し、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG (United Cities & Local Governments) は自治体行政が果たし得る役割を示しています。このUCLGが示す役割をSDGsの17の目標毎に明示し、本計画の基本施策との関係を次の表のとおりまとめました。

第5次佐倉市総合計画の推進を図ることにより、多くのSDGsの目標の達成に寄与します。

第5次佐倉市総合計画とSDGsの関係性

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>《UCLGが示す役割》 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。 各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 51、53 (計2基本施策)</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>《UCLGが示す役割》 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 51、53、59、87 (計4基本施策)</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>《UCLGが示す役割》 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 53、59、67、77、81、103 (計6基本施策)</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4 すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>《UCLGが示す役割》 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 53、57、81、85、95、97、99、101、111、115 (計10基本施策)</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメント(能力強化)を行う</p> <p>《UCLGが示す役割》 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 53、115 (計2基本施策)</p>

 <p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p>	<p>6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>《UCLGが示す役割》 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 71、81 (計 2 基本施策)</p>
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>《UCLGが示す役割》 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割と言えます。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 81 (計 1 基本施策)</p>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>8 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p> <p>《UCLGが示す役割》 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 55、57、85、89、91、117 (計 6 基本施策)</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<p>9 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る</p> <p>《UCLGが示す役割》 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 63、67、81、85 (計 4 基本施策)</p>
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	<p>10 各国内および各国間の不平等を是正する</p> <p>《UCLGが示す役割》 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 51、55、57、79、115 (計 5 基本施策)</p>

	<p>11 包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する</p> <p>《UCLGが示す役割》 包括的で、安全な強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 63、65、67、69、73、81、91 (計7基本施策)</p>
	<p>12 持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>《UCLGが示す役割》 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 81、117 (計2基本施策)</p>
	<p>13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>《UCLGが示す役割》 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 73、81 (計2基本施策)</p>
	<p>14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能に利用する</p> <p>《UCLGが示す役割》 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 81 (計1基本施策)</p>
	<p>15 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>《UCLGが示す役割》 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 69、81 (計2基本施策)</p>

	<p>16 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る</p> <p>《UCLGが示す役割》 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 53、109、111、115、117 (計 5 基本施策)</p>
	<p>17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>《UCLGが示す役割》 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>
<p>該当する基本施策 (ページ・数)</p>	<p>P. 81、105、109、113、121 (計 5 基本施策)</p>

第1章 ともに支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち (福祉・健康・子育て)

1-1 地域福祉

12年後の目指す姿

地域での支え合い・助け合いが活性化し、様々な機関が連携した支援体制が整い、住民が安心して暮らしていくことができる、「地域共生社会」の実現を目指します。

4年間の取組

誰もが住み慣れた地域で、いきいきとした生活をおくることができるよう、市民主体による地域福祉の輪を広げ、ともに認め合い、支え合い、助け合い、地域をともに創っていくことのできるまちづくりを推進します。

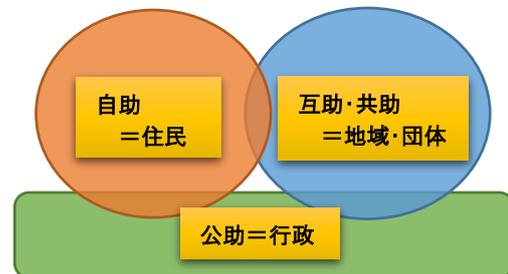
◇成果指標

指標名	現状値	前期基本計画の 目標値(2023年度)
地域福祉活動ボランティア人数	2,814人	3,000人
生活困窮者支援プラン策定件数	117件	162件

現状と課題

現状

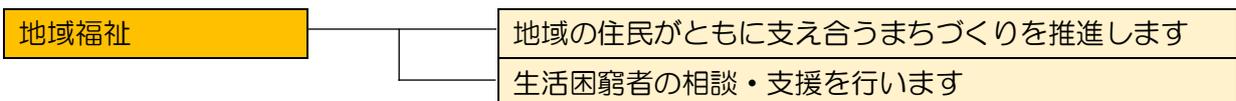
- ・「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」、「一人ひとりを認め合える地域」の構築に向け、市民自らが地域課題を自主的に解決していく地域福祉活動の展開に取り組んでいます。



課題

- ・地域住民などが支え合い、地域をともに創っていくことのできる、世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現を図ることが必要です。
- ・様々な課題を抱える市民に対する必要な支援や課題の解決などにつなげていくため、支援体制の整備が必要です。
- ・地域において高齢者や障害者、外国人が増えている中で、地域福祉活動の担い手が必要です。

施策の体系



施策の内容

地域の住民がともに支え合うまちづくりを推進します

高齢者、子ども、障害者、外国人など、誰もが安心して暮らせるよう、住民相互の支え合いによる地域づくりを推進します。また、社会福祉協議会や社会福祉法人・NPO法人、福祉団体及びボランティアなどをはじめ、市民等による自主的な福祉活動を支援するとともに、地域の福祉活動への参加を促進し、課題解決に取り組めます。さらに、住民の主体的な交流活動や、地域福祉活動の拠点として、安全に利用できる施設を提供し、地域住民による地域福祉活動を促進します。

- 主な事業**：地域福祉推進団体等への助成・支援、民生委員・児童委員への活動支援、
地域福祉センターの管理運営

生活困窮者の相談・支援を行います

就労や心身の状況、又は経済的などの理由により生活に困窮している方に対し、ハローワークと連携した就労支援や、家計管理などの相談・支援を実施することにより、自立の促進を図ります。

- 主な事業**：生活困窮者や生活保護受給者への就労など自立支援

◇市民・地域への期待

- ・主体的に地域福祉活動へ参加する住民と、支援を受ける住民とが、相互にコミュニケーションを深め、支え合いにより、コミュニティを構築すること
- ・情報を共有し、地域福祉活動への理解を深めるとともに、地域生活における課題の把握と解決を図ること
- ・地域福祉活動やまちづくり活動に取り組む各種団体等の自主的な活動の活性化

◇関連する個別計画

計 画 名	計画期間	主担当課
第4次佐倉市地域福祉計画	2020年度～2023年度	社会福祉課

1-2 子育て支援



12年後の目指す姿

市民が安心して子育てできる環境が整っており、全ての子どもたちが笑顔で健やかに育つ社会を目指します。

4年間の取組

妊娠、出産から子育てまでサポートできる環境の更なる充実を図り、結婚・出産・子育ての希望が叶う環境づくりに取り組めます。妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、家庭や地域で子どもを育てる環境づくりに取り組めます。

◇成果指標

指標名	現状値	前期基本計画の目標値(2023年度)
子育て支援サービスについて、「満足」、「やや満足」と回答した市民の割合	46.9% (2019年度市民意識調査)	50.0%
待機児童数	15人	0人

現状と課題

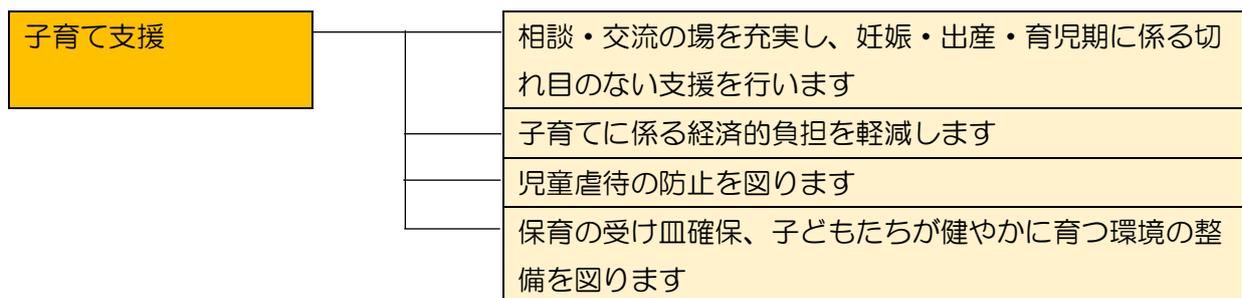
現状

- ・合計特殊出生率は、平成 27 年にそれまでの水準より高い 1.26 となりましたが、平成 28 年以降は再び平成 26 年以前の水準に戻りました。
- ・子育て世代包括支援センターを開設し(5箇所)、健やかに出産を迎えられるよう支援しています。育児期においても、切れ目のない支援の充実に取り組んでいます。
- ・待機児童は平成 29 年度(年度当初)に一度ゼロになりましたが、平成 30 年度(年度当初)は 15 人となっています。

課題

- ・市民が理想とする子ども数を持てるよう、安心して産み育てられる環境づくりが必要です。
- ・共働き世帯の増加に伴い、男性の育児参加や、幼児教育・保育の環境の整備が求められています。
- ・児童虐待の相談件数は年々増加傾向にあり、関係機関の相談支援体制の強化や、佐倉市児童虐待防止ネットワークによる連携の強化・充実を図ることが必要になっています。

施策の体系



施策の内容

相談・交流の場を充実し、妊娠・出産・育児期に係る切れ目のない支援を行います

子育て家庭が、子どもを安心して生み育て、子どもたちが健やかに成長できるよう、妊娠・出産・子育てを通じて切れ目のない支援を受けることができる体制を整備します。

- 主な事業**：子育て世代包括支援センターにおける子育て支援相談、育児に不安を抱える妊産婦への産後ケア、妊産婦・乳児の健康診査の助成

子育てに係る経済的負担を軽減します

少子化の要因のひとつである子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、適切な支援を推進します。
また、生計の維持と子育てをひとりで担わなければならないひとり親世帯の生活の安定と自立に必要な支援に取り組みます。

- 主な事業**：子ども医療費の助成、ひとり親家庭等への自立支援（相談、ファミリーサポートセンター利用料助成等）

児童虐待の防止を図ります

子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与える児童虐待について、関係機関との連携を強化し、早期発見と早期対応に努めます。

また、児童虐待の未然防止に向けた家庭訪問の実施を行います。

- 主な事業**：家庭児童相談、佐倉市児童虐待防止ネットワークの連携強化、養育困難家庭等への育児指導・家事援助

保育の受け皿確保、子どもたちが健やかに育つ環境の整備を図ります

保育園や認定こども園などの整備や、既存施設の活用により保育定員を増やし、待機児童の解消を図ります。

保育の質の向上を図り、子どもの発達や学びの連続性を保つため、保育園、幼稚園、小学校の連携を図ってまいります。

学童保育所については、入所児童が多い施設の過密状態を解消するため施設整備を進めます。

- 主な事業**：市立保育園・学童保育所施設の整備、民間保育園等への整備助成、保育園・幼稚園と小学校との連携の推進

◇市民・地域への期待

- ・妊娠中から自身や子どもの健康に留意し、必要な健診や保健指導を受けること
- ・子育て家庭だけでなく、市民一人ひとりが子育て支援の重要性についての関心や理解を深め、地域で子どもを育てる担い手となること
- ・子育て中の親や子どもが地域から孤立することのないよう、温かく見守り、交流すること
- ・児童虐待が疑われる児童を発見した場合は、速やかに児童相談所や警察、市の相談窓口への通告に努めること

◇関連する個別計画

計画名	計画期間	主担当課
佐倉市健康増進計画「健康さくら21（第2次）」 【改訂版】	2013年度～2022年度	健康増進課
第二期佐倉市子ども・子育て支援事業計画	2020年度～2024年度	子育て支援課
第4次佐倉市青少年育成計画	2020年度～2024年度	児童青少年課

1-3 高齢者福祉

12年後の目指す姿

全ての高齢者が、住み慣れた地域の中でいきいきと自分らしく暮らせる社会を目指します。

4年間の取組

高齢者の豊富な経験と知識を活用して、社会的活動への参加を促すとともに、高齢者自らが認知症や要介護状態になることを予防するための活動を支援します。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

◇成果指標

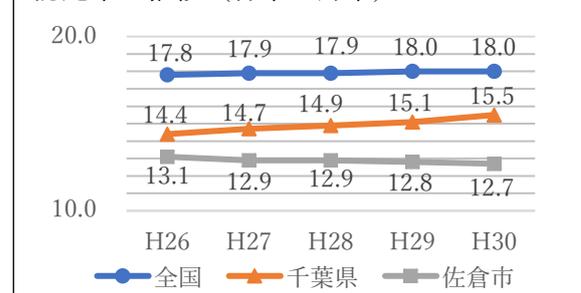
指標名	現状値	前期基本計画の 目標値(2023年度)
高齢者クラブ会員数	2,787人	3,000人
週に1回以上活動する通いの場の数	81か所	170か所
認知症サポーター数	20,000人	27,000人
居宅介護支援事業所等の実地指導件数	0件	20件

現状と課題

現状

- ・高齢化率が平成29年度末に30%を超えており、同規模の自治体と比較して高齢化が進んでいます。
- ・市民主体の通いの場が増加傾向にあり、介護予防活動の拠点が充実してきています。
- ・認定率と介護保険料の水準は、全国・千葉県と比較して低くなっています。

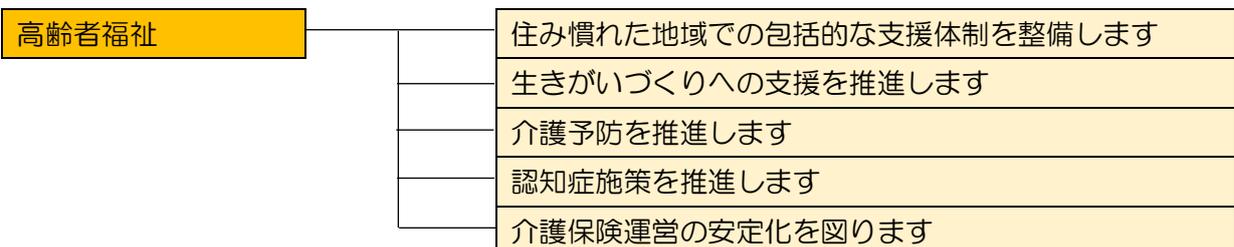
認定率の推移（各年3月末）



課題

- ・高齢者は増加傾向で、地区によってはすでに高齢化率が40%を超えており、地域の高齢化への対応が必要です。
- ・高齢化に伴い、認知症の増加が予想され、家族の負担軽減と在宅生活継続への支援が必要です。
- ・在宅での療養生活を支えるため、適正なサービスの確保及び医療・介護関係者間の情報共有体制の整備が必要です。

施策の体系



施策の内容

住み慣れた地域での包括的な支援体制を整備します

医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく人生の最期まで暮らし続けられるように、医療・介護・福祉・保健・生活支援サービスを担う事業者とのネットワークを強化します。

- 主な事業**：地域包括支援センターの運営、医療と介護の連携体制の構築、通いの場や見守り等による生活支援体制の充実

生きがいがづくりへの支援を推進します

高齢者の健康維持・増進、就労機会の確保、社会参加の促進などを通じて、高齢者の生きがいがづくりを支援します。

- 主な事業**：高齢者クラブ・シルバー人材センターへの活動支援

介護予防を推進します

高齢者が要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域での自立した生活を維持するため、介護予防に関する知識の普及と地域住民主体による介護予防活動の取組を支援します。

- 主な事業**：介護予防教室など介護予防知識の普及啓発、介護予防ボランティアの養成・活動支援

認知症施策を推進します

認知症に関する正しい知識の啓発と、早期発見・早期対応のための取組やネットワークの強化を図ります。また、認知症の人と家族の視点を重視した、認知症にやさしい地域づくりを促進します。

- 主な事業**：認知症サポーターの養成、認知症初期集中支援チームによる支援、オレンジカフェの運営、認知症高齢者声かけ訓練の実施

介護保険運営の安定化を図ります

要支援・要介護認定申請者数や介護サービス利用者数が著しく増加している現状を踏まえ、適正に介護保険サービスの提供が行えるよう介護保険料の確保、認定事務の体制整備、適正なサービス費の給付を図ります。

- 主な事業**：介護給付の適正化に向けた改善指導、介護認定の審査、介護施設への整備助成、介護人材の確保

◇市民・地域への期待

- ・住み慣れた地域で健康に暮らし続けるため、社会参加や健康づくりに取り組むこと
- ・地域の介護予防活動への参加
- ・お年寄りの方々（認知症の人と家族を含む）の尊厳を守り、地域で温かく見守ること
- ・介護保険制度を理解し、適正にサービスを利用すること
- ・人生の最終段階に備えて、自分の考えを、家族や親しい人と話し合い、整理・記録すること

◇関連する個別計画

計画名	計画期間	主担当課
第7期 佐倉市高齢者福祉・介護計画	2018年度～2020年度	高齢者福祉課

1-4 障害者福祉

12年後の目指す姿

障害児・者への理解を深めるための啓発、広報活動などを推進し、障害のあるなしに関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、認め合い、支え合う社会を目指します。

4年間の取組

障害者及び障害に対する正しい理解促進を図るための事業を推進します。また、日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な支援を行います。

◇成果指標

指標名	現状値	前期基本計画の 目標値(2023年度)
障害者差別解消法研修の参加者数	117人	200人
障害者スポーツイベントの参加者数	367人	400人
(施設入所からの) 地域移行者数	2人/年	3人/年

現状と課題

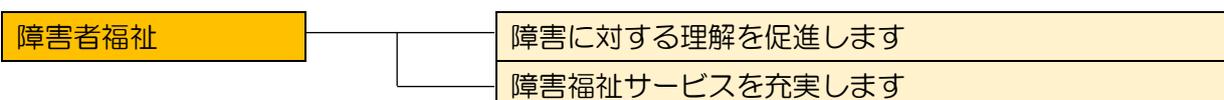
現状

- ・障害者手帳の所持者、自立支援医療(精神通院医療)受給者、及び医療を要する状態にある障害児・者は増加傾向となっています。
- ・高齢化・医療などの進展により、障害の重度化・重複化が見られます。

課題

- ・地域社会が一体となって、障害のある人が地域で生活を送ることができるよう支援していくことが必要です。
- ・各サービスの需要拡大に対応するため、サービスを提供する事業所等に対し、新規参入や規模拡大を促進することが必要です。また、サービスの担い手であるヘルパー等が不足しているため、関係機関と連携し、人材の確保・養成に係る支援が必要です。

施策の体系



施策の内容

障害に対する理解を促進します

市民が障害及び障害者について正しい理解を得られるように、様々な啓発活動や広報活動を推進します。

●**主な事業**：障害に対する知識の普及啓発

障害福祉サービスを充実します

関係機関との連携を図りながら、障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実や、障害者施設の整備に対する支援などを行い、障害者の地域での生活を支援します。

●**主な事業**：障害者への自立支援、障害者福祉施設の整備、障害者支援体制の充実

◇市民・地域への期待

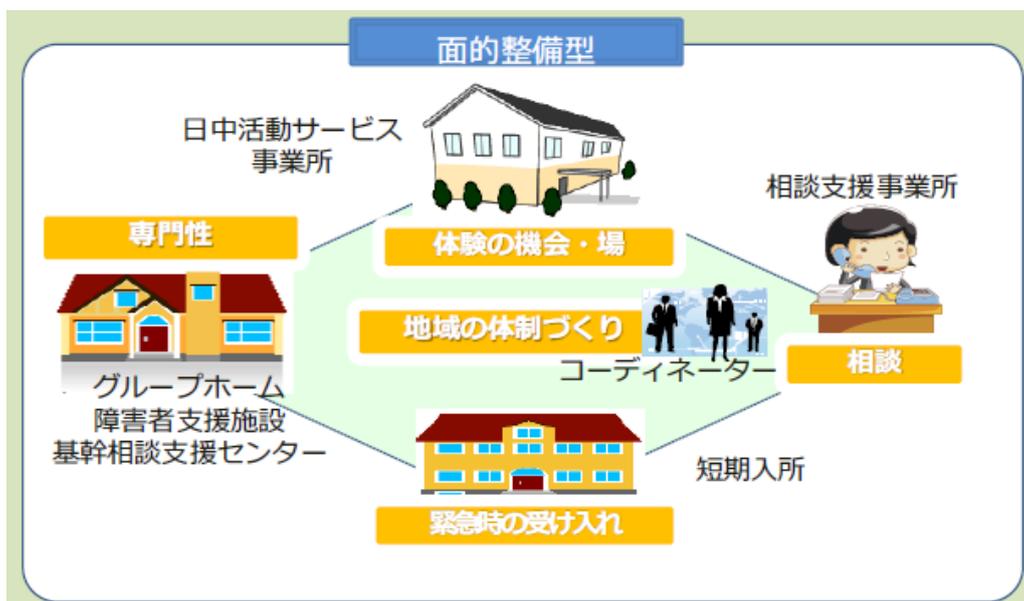
・障害のある人が安心して生まれ育った地域で生活するために、障害のある人もない人も障害についての理解を深めること

◇関連する個別計画

計 画 名	計画期間	主担当課
第5次佐倉市障害者計画	2016年度～2020年度	障害福祉課
第5期佐倉市障害福祉計画 (第1期佐倉市障害児福祉計画を含む)	2018年度～2020年度	障害福祉課

(参考)地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点の整備



1-5 健康づくり

12年後の目指す姿

子どもから大人まで、全ての市民が主体的に健康づくりに取り組み、いつでもいきいきと生活できる「健康のまち佐倉」の実現を目指します。

4年間の取組

市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、各種健診(検診)や予防接種、保健指導などの保健事業を充実します。また、市民が病気やけがをしたときにも安心して医療を受けることができるよう、地域医療体制の充実を図ります。さらに、将来にわたり安心して医療が受けられるよう、社会保険制度の持続的かつ安定的な運営のため、医療費の適正化を図ります。

◇成果指標

指標名	現状値	前期基本計画の 目標値(2023年度)
健康寿命(65歳における平均自立期間)	男性18.36年 女性20.80年	延伸
特定健康診査受診率	34.2%	44%
がん検診受診率	12.8%	50.0%
国民健康保険被保険者一人当たりの医療費	354,000円	422,000円以内

現状と課題

現状

- ・特定健診・健康診査とがん検診を複合検診として実施するなど、受診者の利便性を高め、疾病の早期発見・重症化予防に取り組んでいます。
- ・医師会、歯科医師会、医療機関などと連携を図り、地域医療体制を構築しています。
- ・市ホームページなどによる制度周知、医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知の発送など、医療費の適正化に取り組んでいます。

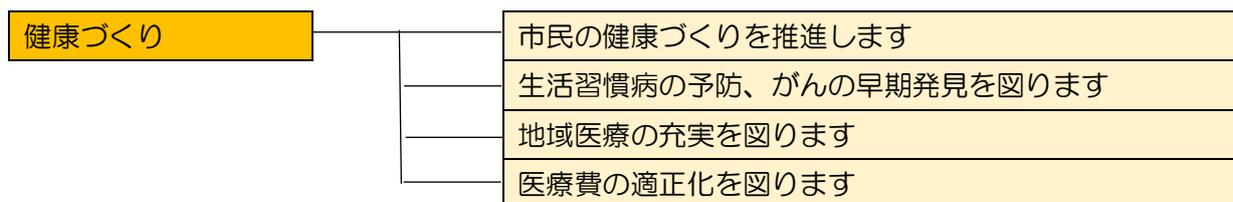
健康寿命(平均自立期間)の推移

	男性	女性
H22	17.52年	20.14年
H27	18.36年	20.80年

課題

- ・特定健診、がん検診のいずれも受診率が伸び悩んでおり、健診(検診)の重要性の周知と、正しい知識について普及啓発を図る必要があります。
- ・身近で相談できる「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局・薬剤師」の重要性について周知する必要があります。
- ・医療費の増加が大きな問題となる中、医療費の適正化について周知する必要があります。

施策の体系



施策の内容

市民の健康づくりを推進します

市民自らが健康づくりを推進できるように、活動に参加しやすい環境を整え、予防施策の充実を図り、地域での健康づくり活動を推進します。

●**主な事業**：健康づくりに向けた普及啓発、健康教育事業の実施

生活習慣病の予防、がんの早期発見を図ります

特定健康診査・特定保健指導の実施や、その重要性の啓発活動を通じて、市民の健康意識を高揚し、生活習慣病の予防と重症化予防を推進します。

●**主な事業**：国民健康保険被保険者への健康診査・人間ドック費用の助成・保健指導、がん検診

地域医療の充実を図ります

地元医師会、歯科医師会、薬剤師会、市内の病院と連携し、救急医療体制の維持・充実を図ります。また、かかりつけ医やかかりつけ薬局・薬剤師を持つことの重要性について周知します。

●**主な事業**：当番医による休日夜間救急医療体制の確保、小児初期救急病診療所の運営、地域医療体制の構築

医療費の適正化を図ります

市ホームページなどによる制度周知、医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知の発送などによる啓発や保健指導を通じて、医療費適正化の取組を推進します。

●**主な事業**：国民健康保険被保険者への保健指導

◇市民・地域への期待

- ・健康に関する意識を高め、各種健診(検診)の受診、健康づくり事業へ参加すること
- ・普段から予防も含めて、気軽に何でも相談できる「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局・薬剤師」を持つこと

◇関連する個別計画

計 画 名	計画期間	主担当課
佐倉市健康増進計画「健康さくら21(第2次)」【改訂版】	2013年度～2022年度	健康増進課
佐倉市歯科口腔保健基本計画	2014年度～2022年度	健康増進課
佐倉市国民健康保険第二期データヘルス計画・佐倉市国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画	2018年度～2023年度	健康保険課

